

平成16年第2回野洲市議会臨時会会議録

招集年月日

平成16年11月17日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
27 番 山本 勇作	28 番 川口 東洋
29 番 野並 享子	30 番 小菅 六雄
31 番 長谷川龍一	32 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市民健康福祉 部 長	竹澤 良子	環境経済部長	米澤 博
教 育 部 長	島村 平治	監 査 委 員 長	坂口 哲哉
政 策 推 進 部 次 長	東郷 達雄	総 務 部 次 長	前田 健司
総 務 部 次 長	上田 晴基	市民健康福祉部 次 長	高田 一巳

教育部次長	高田 利江子	都市建設部 総括マネージャー心得	堤 文男
環境経済部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広報秘書課長	富田 久和
総務課長	竹内 睦夫	企画財政課長	中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀 悟	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	荒川 貴之

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 野洲市の施政方針について
- 第 4 委任専決処分の報告について（契約の変更について）
- 第 5 議第 8 号
（野洲市収入役の選任につき議会の同意を求めることについて）
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 6 議第 9 号
（野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて）
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 7 議第 10 号
（野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて）
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 8 議第 11 号
（野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて）
提案理由説明、質疑、討論、採決
- 第 9 議第 12 号
（野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて）

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 1 0 議第 1 3 号

(野洲市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第 1 1 議第 1 4 号から議第 2 5 号まで一括上程

提案理由説明、質疑、討論、採決

議第 1 4 号

(平成 1 6 年度野洲市一般会計予算)

議第 1 5 号

(平成 1 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算)

議第 1 6 号

(平成 1 6 年度野洲市老人保健事業特別会計予算)

議第 1 7 号

(平成 1 6 年度野洲市介護保険事業特別会計予算)

議第 1 8 号

(平成 1 6 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算)

議第 1 9 号

(平成 1 6 年度野洲市下水道事業特別会計予算)

議第 2 0 号

(平成 1 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算)

議第 2 1 号

(平成 1 6 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算)

議第 2 2 号

(平成 1 6 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計予算)

議第 2 3 号

(平成 1 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算)

議第 2 4 号

(平成 1 6 年度野洲市土地取得特別会計予算)

議第 2 5 号

(平成 1 6 年度野洲市水道事業会計予算)

追加議事日程

第1 野洲市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

議長(秦 眞治君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから平成16年第2回野洲市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員30名、なお、田中孝嗣君から遅刻の届け出がありましたので報告させていただきます。

また、本臨時会に報道関係者からカメラ等の撮影の申し出がありましたので、撮影を許可することに決しましたのでご報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として出席通知のあった者の職氏名につきましては、お手元の文書のとおりでございますのでご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(秦 眞治君) 日程第1、会議規則第120条の規定に基づき、会議録署名議員の指名を行います。

第3番、太田秀司君、第4番、津田 實君を指名いたします。

(日程第2)

議長(秦 眞治君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

次に、地方自治法第149条第1号の規定に基づき、市長より本臨時会に提案されました議案は、配付いたしました議案書のとおりであります。

(日程第 3)

議長 (秦 眞治君) 日程第 3、野洲市の施政方針について、市長から所信表明を求めます。

市長。

市長 (山崎甚右衛門君) 皆さん、おはようございます。

本日、ここに平成 16 年度第 2 回野洲市臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には公私ともご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、相次いで日本列島を直撃いたしました台風や地震により亡くなられました方々に、慎んで哀悼の意を表すると共に、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を期待してやみません。地域間の連携や国の復旧対策の充実などが急がれるところでございます。

災害は対岸の火事というものでなく、いつ我々のところに起こるや知れません。市民の安全と財産を守る自治体として、早急に野洲市としての防災計画づくりを喫緊の課題と位置付け、早急に始めなければならないと考えております。特にボランティア経験者や被災者からの生の情報を重視し、子どもや高齢者、障害者など社会的弱者に視点を置くこと、また自治会と行政の連携など、地域全体で守り、助け合うということを基本としたものを想定しているところでございます。

さて、去る 10 月 31 日に執行されました野洲市長選挙におきましては、市民の皆さんからの温かいご支援によりまして、野洲市長として当選の栄に浴することができました。改めてその使命の重大さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

合併により誕生した野洲市は、山と湖、それをつなぐ川から成り立ち、連続性のある自然環境を日常の中で体験できる貴重な地域であります。こうした恵まれた環境を生かしながら、旧 2 町との合併における最大の合意事項であると共に「新市まちづくり基本計画」の基本理念である「人権と環境を土台に生きる意味が実感できる社会」の実現に向け、「ほほえみ・ときめきのまち」として市民と共に夢あふれる地域づくりに取り組み、市民の声を反映する市政運営に心がけてまいる所存でございます。

日本経済は長い不況からの立ち直りを見せず、単なる景気循環の一局面では回復することができない構造的な性格を有していると共に、急激な勢いで少子高齢化が進んでいます。また安全保障や環境問題など、日本の進路を決めるさまざまな諸問題への対応が求められているところでございまして、特に戦闘にあっては人権と環境を破壊する最大の行為で、

善意ある市民の巻き添えもあり、世界平和を願わずにはられません。

こうした中、地方を取り巻く環境は大きな時代のうねりが押し寄せてきており、とりわけ地方自治体にあっては、地方財政基盤の確立と国庫負担金の軽減を目指す三位一体の改革の議論が進んでいるところでございます。その本来の目的は自治体の裁量を高めることであり、自治力が試される時代の到来と言えます。今後の地域政策のいかんによっては、地域間で大きな差が出てくるものと認識しているところであり、私の所信として今後の地域政策の考え方を申し上げさせていただきます。

高齢化及び人口減少の急速な進展が社会保障費など国民負担の増加を伴うなど、日本の経済成長率を押し下げる懸念が示される中、世界経済の動向を見ても従来のグローバル型、輸出生産型経済一辺倒では、経済発展の無理は明らかで、そのツケは地域に大きく影響しているものと危機感を持っております。どちらかという、今までは従来の経済構造の中で安全な食、快適な環境や住まい、安心できる福祉を後回しにしてきた感があるのではないかと思います。

これからの地域政策は、一定の経済規模を維持するための企業誘致や観光振興を必要としながらも、重視していかなければならないのはそれぞれの地域が真の豊かさを求めてこうした生活の質の向上というところに視点を置き、人と人とのつながりや信頼関係、持続的なネットワークなどの人的資産、今風に言いますとソーシャル・キャピタルを基礎に、コミュニティービジネスの展開や新しい産業おこしなど、地域の内発的発展を基軸としたたくましい地域づくりをしていくことにあると確信いたしております。こうした地域力をそれぞれの地方が付けていくことが、ひいては国の再生につながるものと考えております。

この分野は地域に住む人々自身が解決していく問題であり、極めて地域性が強く、実行していくためには地域をつくる住民や企業や行政の協働作業が不可欠であると考えます。そして、この担い手は地域の人々や地域の中小企業が中心となり、ここに地域の持続ある発展に向けた新たな可能性を見出しています。

地域に目を向けてみますと、既にNPOや自治会が里山保全やエコ活動、また子育て支援や高齢者サロンなど、地域密着型の多様な活動を展開しておられます。こうした地域の人々の努力が継続性も含め果実となるよう、もう一歩進んで産業化に向けた支援や仕組みをつくるべきだと考えていますし、一方埋もれた人材を多く発掘していくことも大事だと思えます。

行政独占の画一的な市民サービスだけでなく、市民や企業がするきめ細かな市民サービ

スと協働して地域経営を行うことが、満足度の高いサービス提供ができるものと考えており、同時にスリムな行政の実現に取り組んでいきたいと考えています。

このための大きな一歩を踏み出すために、市民のまちづくりへの参加機会の保障、情報の共有、市民と行政の役割などをうたった（仮称）まちづくり基本条例を制定する一方、行政評価システムを構築すると共に、先ほど言いました人的資産の活用や拡大、つまりソーシャル・キャピタルの充実に向けて、仮称ではございますが、市民活動支援課などを設置したいと考えております。これによって、定年によりリタイアした経験豊富な高齢者や女性、また地域づくりに興味のある若者層などが一層活躍できるようにしていきたいと思っております。

人口減少が予想される時代にあって、子育て支援の充実と相まって、このような政策の方向が合併の理念でいうところの「小さくとも自立した新市の創造」であると理解しているところでございます。また、それに伴う経営改善も着実に実行していかなければならないと認識をいたしております。

さて、個別施策の概要を申し上げますと、1つ目は、地域経済の活性化でございます。「流出から地域循環へ」を合い言葉に、地域の商工業や地域の農林水産業、地域の社会活動を地域自らが育てていくという観点に立って、地産地消を促進し、地域内の買い物や地域産物の地域内消費、市民活動の産業化などを通じて、地域の内需拡大を図っていききたいと考えています。

特に、食については、地域の消費者にとって地域の産品を消費することは自らの健康と地域の生産を支えるという大事な意味がございます。このことから、生産、流通、消費から、生産、消費、再生産という構造転換を図るため、それを後押しする「まちの駅」の実現に向けて着手いたします。生産者と消費者の交流を通じて、加工品づくり、商品開発、また障害者雇用の促進など、福祉との融合もコンセプトの一つに入れた展開を図ります。

一方、一定水準の経済規模を確保するために、商工業振興に係る支援策を盛り込んだ企業誘致条例の制定や市民自身が誇れるような新たな観光開発にも着目していく必要があると考えています。

次に、福祉面では、「施設から地域へ」を合い言葉に、安心して充実した生活が送れる地域福祉の展開をしたいと考えています。

誰もが住み慣れた地域で生涯を楽しく生活できることが何よりです。障害者や高齢者が施設で生活する福祉から、地域で共に暮らせる福祉へと転換を図っていく必要があるもの

と考えています。特に予防ということを基軸に置きながら、医療、福祉、保健の連携、一元化を深め、健康づくりやスポーツ振興を充実するなど、寝たきりゼロを目指してまいりたいと思います。

いまだ日本の社会福祉制度の共通基盤の部分については、支援費制度が導入されるなどの一定の進展があるものの、昭和20年代の応急的な対応策としての基本的枠組みを変えていません。安心の福祉は地域自らが創造していくものとして、高齢者、障害者の自立支援を行うと共に、安心して子どもを産み育てることができる環境を地域社会全体で支える体制づくりを目指してまいりたいと思います。

次に、教育面は、「知識から知恵へ」を合言葉に、きめ細かでたくましい教育と地域が支える生涯学習の推進をしたいと考えています。

子どもは地域の宝でございます。子どもたちの生きる力をはぐくみ、未来を担う人材として健やかに成長していくため、低学年の少人数学級を推進すると共に、体験学習などを通じて自らが考え実行するという知恵を取得する教育を積極的に実施します。

また、生涯学習や総合型地域スポーツクラブなど、地域が育てる文化、スポーツ活動を積極的に支援し、市民のニーズに対応した学習機会や学習の場の充実に努めます。

次に、環境面については、「地域から地球の視点へ」を合い言葉に、エネルギー問題を軸としながら地域に、また世界に責任ある自治体として、子孫にさわやかな地球を残すため環境首都を目指してまいります。

地球の温暖化は、地球規模の環境問題の中で最も大きな課題の一つであります。最大の温室効果ガス排出国であるアメリカが離脱したままであるものの、ロシアの署名により1997年12月の採択から約7年を経て、来年2月に議定書が発効されることとなります。日本においても、来年度を目処に新たな温暖化対策推進大綱が策定されますが、2002年度の日本の二酸化炭素排出量は、1990年比約8%増加しており、議定書に定める6%の削減目標達成のためには、合計約14%の削減をしなければならない現状であります。

環境問題のかなめはエネルギー問題であり、化石燃料依存型から自然、省エネルギーに向けた新しい経済の仕組みと社会スタイルの確立が急務だと考えております。野洲市に降り注ぐ太陽光や風、森林資源、琵琶湖に至る水資源、農産物資源などを最大限に活用し、地域住民の知恵と工夫を生かす中で新たなエネルギー資源の開発と導入、さらには地域経済の発展につながる小規模分散型のエネルギー社会の実現を基軸としながら、あらゆる面で環境アップを図らなければならないと考えております。

次に、地域協働のまちづくりであります、「行政から地域へ」が合い言葉でございます。

「私たちのまちは 私たちのために私たち自らがつくる」ということが、まちづくりの基本であり、行政はそうした地域をよくしたいと思う人々の熱い思いを受けとめる仕組みをつくり、NPOとの連携や民間活力の導入、権限移譲などで、共に汗を流しながら市民サービスの向上を図っていきたいと考えていますと共に、市民のニーズと満足度を十分に把握し、事務事業の評価につながるシステム、いわゆる行政評価システムをつくってまいります。「納める税金」という考えから「払う税金」と言われるよう、住民の目線での地域経営という視点でのシステム改善に取り組む必要がございます。

以上が個別施策の概要でございますが、この実現のために「共感」「改善」「活力」の3つの概念を市民と共有しながら、あらゆる施策を人権と環境に照らし合わせ、市民一人ひとりが輝き、一人ひとりの知恵や力が生かされるオンリーワンのまちづくりをしながら、この地域が、地域の人の思いが開花していくよう努めてまいりたいと考えております。

野洲市の発展のため、微力ではございますが、全身全霊をかけて市政運営にあたる所存でございますので、議員各位の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。市長就任にあたっての所信を述べ、ご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(日程第4)

議長(秦 眞治君) 日程第4、委任専決処分の報告について、市長より報告を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 委任専決第1号さくら墓園整備工事請負契約の変更に係る専決処分について、ご報告を申し上げます。

当該工事につきましては、旧野洲町におきまして、去る平成16年6月18日に議決いただき、契約を締結したところでございますが、工事の進捗に伴い工事請負費を238万3,500円増額する契約変更をすることにつき、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

(日程第5)

議長(秦 眞治君) 日程第5、議第8号野洲市収入役の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 議第8号野洲市収入役の選任につき議会の同意を求めることについて、説明を申し上げます。

野洲市収入役につきましては、現在の総務部付部長の阪口和夫氏を選任いたしたいと思っております。阪口氏は昭和42年3月に草津高等学校を卒業され、昭和45年4月に野洲町役場に勤務されて以後、住民課、税務課、総務課、中央公民館を経て、昭和63年4月からは中央公民館次長、総務課長、商工観光課長、生活環境課長、総務部次長、総務部長、議会事務局長を歴任され、この10月からは野洲市総務部付部長として現在に至っております。この間34年間にわたり地方自治発展のためにご尽力をいただき、平成7年には県の町村会から、そして平成12年には全国町村会から自治振興の功労者として表彰を受けておられます。阪口氏は財政に明るく、事業の遂行には極めて練達、また実行力のある人でございます。今日までの経験を生かし、今後も地方自治振興、野洲市発展のためにご努力願えるものとして収入役に選任したく、地方自治法第168条の規定により議会の同意を求めるものでございまして、よろしくご同意いただきますようお願いを申し上げます。

なお、選任につきましては平成16年12月1日からと考えておりますので、よろしくご同意申し上げます。

議長（秦 眞治君） これより議第8号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第8号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議第8号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第8号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

野洲市収入役に阪口和夫氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

議長（秦 眞治君） ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 8 号野洲市収入役の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

（日程第 6）

議長（秦 眞治君） 日程第 6、議第 9 号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 議第 9 号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員につきましては、10月1日から重高敏和氏、今岡とも彥氏、齊内芳江氏、木下圭子氏、大堀義治氏の5人の方に暫定委員として就任いただいております。引き続き同5名の方を委員として任命いたしたいと考えておりますので、ご同意を求めるものでございます。なお、委員の任期は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の付則第8条の規定により、定数が5人の場合2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とすることから、大堀義治氏及び木下圭子氏の2名を4年、今岡とも彥氏を3年、重高敏和氏を2年、齊内芳江氏を1年とするものでございます。なお、任期につきましては平成16年11月18日からとなります。

今回任命いたします5名の教育委員は、今日まで教育委員として豊富な経験をお持ちで、地方教育行政に明るく精通かつすぐれた識見を有されることから、適任者と認め選任するものでございます。同委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 次に、議第 9 号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第9号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第9号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

野洲市教育委員会委員に重高敏和氏を任命することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

次に、野洲市教育委員会委員に今岡ともゑ氏を任命することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

次に、野洲市教育委員会委員に齊内芳江氏を任命することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

次に、野洲市教育委員会委員に木下圭子氏を任命することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

次に、野洲市教育委員会委員に大堀義治氏を任命することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

よって、議第9号野洲市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程第 7)

議長(秦 眞治君) 日程第 7、議第 10 号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。地方自治法第 117 条の規定により、21 番 田中榮太郎君の退席を求めます。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 議第 10 号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて、説明を申し上げます。

旧中主町、旧野洲町の合併によりまして、9 月 30 日をもって前監査委員が失職となりました。現在監査委員が空白となっております。監査委員の選任について同意を求めるものでございます。

まず識見を有する者として有馬和夫氏と議会議員からの選任として田中榮太郎氏を選任したいと考えております。有馬和夫氏は野洲市小比江在住で、滋賀県立短期大学卒業後、1 年間民間企業にお勤めになり、昭和 44 年 4 月に中主町役場へ勤務され、本年 9 月 30 日をもって退職されました。田中榮太郎氏は野洲市永原在住で、昭和 63 年 2 月に野洲町議会議員に初当選され、平成 14 年 2 月には副議長として、また本年 2 月から野洲町としての最後の議長をお務めになられ、現在議員として 4 期目で活躍をいただいている方でございます。二人とも人格が高潔で地方自治の本旨をよく理解され、経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見をお持ちの方で、公正な方でございます。適任者であり選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

なお、任期については平成 16 年 11 月 18 日からとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長(秦 眞治君) 次に、議第 10 号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第 10 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定により委

員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第10号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

野洲市監査委員に、識見者として有馬和夫氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

次に、野洲市監査委員に、議会選出として田中榮太郎氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

よって、議第10号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程第8)

議長(秦 眞治君) 日程第8、議第11号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 議第11号野洲市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

旧中主町、野洲町の合併によりまして、9月30日をもって前委員の失職となったことによりまして、現在空白となっております公平委員の選任について行うもので、旧町の委員であった方の中から浦田英昭氏、森野百代氏、大田英雄氏の3名の方を選任いたしたいと思っております。

浦田氏は野洲市近江富士5丁目在住で、昭和58年9月から公平委員として、また平成11年5月からは委員長として活躍をいただいております。近年の地方公務員制度の諸問題にも精通され、人事行政の円滑な運営に多大な寄与をいただいております。森野氏は野洲市北野一丁目在住で、平成11年4月より委員として活躍をいただいております。国際交流協会理事として地域の国際化に寄与されると共に、女性問題懇話会委員として女性問題の解決に向けてご尽力をいただくなど、地域のための幅広い活躍をいただいております。大田氏は野洲市五条在住で、平成9年9月より委員として活躍をいただいております。民間企業の工場長を退職後、びわこ住器サービス株式会社の代表取締役として、また地元区長として地域の振興にご尽力いただいた方でございます。3名の方は人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し見識を有され適任者であるとして選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、地方公務員法第60条第5項の規定によりまして、2年、3年、4年と決めるものでございますが、これは市長がくじを引いて決めるようになってございますので、それぞれの任期を定めることになっております。任期の始まりは16年11月18日からということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 次に、議第11号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） ただいま議題となっております議第11号野洲市公平委員会の選任につき議会の同意を求めることについて、1点質疑を行いたいと思っております。

ただいま、市長より3名の方の名前で提案されておりましたが、この中で一番長い方が、約20年という方がいらっしゃいます。私は、別にそれに対していいとか悪いとか言わないわけですが、市長の所信表明の中でもやはり埋もれた人材を発掘するという意味からして、これが本当にいいのか悪いのか、その辺ですね。この部分について、本当に所信表明どおり埋もれた人材を発掘されていなかったからこういうようなことになったのか、その経緯をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 公平委員の選任についてでございますが、長い方がおいでに

なるということですが、合併という一つの大きなうねりを超えて、これから新しい新市のまちづくりをしていく中で、特に人事問題についてこれからいろんな諸問題が予想されますので、経験豊かな方がいいではないかということで選任をいたそうとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

前段申されましたように埋もれた人材をということについては、これは常々考えていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） ただいま市長から答弁がありました、それはそれで納得のいく部分もございます。やはり常々埋もれた人材を発掘していくという、その基本的な姿勢というものが私にははっきりとした映りがないわけですね。やはり新しい市政をしいていく上には、新しい感覚のもとで公平委員として活動される方を、埋もれた人材を発掘していくことが私は先決だと思います。強いて言えば、この方には20年間本当にご苦勞をいただいたという敬意は私も持っているわけですが、そうした意味から今後考えていただきたいというのが1点と、ただ単に市長がおっしゃったように経験だけで選ばれたのか、その辺のことをもう一度ご確認をしていきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 先ほどお答えしましたとおりでございます、合併という一つの節目でございますので、そういうことを踏まえて継続してやっていただくという思いでございます、その後段のご意見については、今後はそういう姿勢で臨んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） やはり所信表明をされた以上、今後のことにつきましては、人材の発掘ということは非常に大事なことでございますので、それにより市政というのは大きく変わろうとしてくると思います。そうした意味におきましても、今後十分そういうようなものをよく検討されて対応していただきたいと望んで、私の質疑を終わります。

議長（秦 眞治君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第11号は、会議規則第39条第2項の規定により委

員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第11号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

野洲市公平委員会委員に浦田英昭氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

次に、野洲市公平委員会委員に大田英雄氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

次に、野洲市公平委員会委員に森野百代氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

よって、議第11号野洲市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程第9)

議長(秦 眞治君) 日程第9、議第12号野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 議第12号野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員につきましては、10月1日から暫定委員として山本きよ子氏、園田庄一郎氏及び谷勇氏の3名の方に就任をいただいておりますが、引き続

き同委員として選任いたしたいと思いますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は平成16年11月18日から3年間でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 次に、議第12号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第12号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第12号について討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

野洲市固定資産評価審査委員会委員に山本きよ子氏を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

次に、野洲市固定資産評価審査委員会委員に藺田庄一郎氏を選任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。

次に、野洲市固定資産評価審査委員会委員に谷勇氏を選任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。

よって、議第12号野洲市固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程第10)

議長(秦 眞治君) 次に、日程第10、議第13号野洲市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 議第13号野洲市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について、説明を申し上げます。

このたびの野洲市誕生に際しまして、地方自治法施行令第1条の2の規定により、新市長が選挙され就任するまでの間、市長職務執行者として前中主町長の田中政之氏にその職務を執行していただいておりますが、その職務を終えていただきましたので、その給与及び旅費に関する条例を廃止するものでございます。なお、本条例につきましては公布の日から施行しようとするものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(秦 眞治君) 次に、議第13号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第13号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第13号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第13号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ありがとうございます。ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第 1 3 号野洲市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

(日程第 1 1)

議長(秦 眞治君) 次に、日程第 1 1、議第 1 4 号から議第 2 5 号までを一括議題といたします。事務局長より議件を朗読いたさせます。

事務局長。

議会事務局長(内堀 悟君) 議第 1 4 号平成 1 6 年度野洲市一般会計予算、議第 1 5 号平成 1 6 年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算、議第 1 6 号平成 1 6 年度野洲市老人保健事業特別会計予算、議第 1 7 号平成 1 6 年度野洲市介護保険事業特別会計予算、議第 1 8 号平成 1 6 年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算、議第 1 9 号平成 1 6 年度野洲市下水道事業特別会計予算、議第 2 0 号平成 1 6 年度野洲市墓地公園事業特別会計予算、議第 2 1 号平成 1 6 年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算、議第 2 2 号平成 1 6 年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計予算、議第 2 3 号平成 1 6 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算、議第 2 4 号平成 1 6 年度野洲市土地取得特別会計予算、議第 2 5 号平成 1 6 年度野洲市水道事業会計予算。

以上でございます。

議長(秦 眞治君) 市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

市長(山崎甚右衛門君) 議第 1 4 号平成 1 6 年度野洲市一般会計予算から議第 2 5 号平成 1 6 年度野洲市水道事業会計予算まで、一括して提案理由を申し上げます。

今回提案をさせていただいております一般会計及び特別会計予算は、既に 1 0 月 1 日付で市長職務執行者により専決処分されました暫定予算をそのまま継承した上で、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

そもそも、暫定予算は合併以前から申し上げておりますように、旧 2 町の現計予算を統合の上、合併時までの旧町の執行額及び執行見込み額も含め、統合予算額から差し引いた

残りが暫定予算となっておりますことから、既に骨格予算としての意味合いを持っております。

こうしたことから、市長就任後早い時点で暫定予算を本来の予算として議会に提案し、議決をいただくとするものでございます。なお、合併時以降の経済情勢の変化等により、予算の追加及び変更、職員の人事異動に伴う昇給等の人件費並びに打ち切り決算時における未払金等の計上につきましては、次回の定例議会において補正予算として提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） これより議第14号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

鈴木市朗君。

26番（鈴木市朗君） 26番、鈴木です。

当初、私は所用がありまして予算説明会のときには欠席をいたしておりましたので、多分その中のご説明をされたと思いますが、ちょっと私はわからないので1点だけ質疑をしたいと思います。

81ページ、事業名4、JR複々線化促進費の中で、予算ナンバー17、公有財産購入費で2,434万4,000円。既に旧町におきまして4年ほど前にJR清算事業団より、金額は忘れましたが、約3億5,000万ほどで富波地先、久野部地先、野洲地先におきまして購入済みで支払い済みという確認は私はしておりますが、あえてここで複々線化促進事業費の中で、公有財産購入費として2,434万4,000円計上されておりますが、これはどういうことなのかご説明を願いたいと思います。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） それでは鈴木議員のご質問にお答えいたします。

ただいま鈴木議員が言われました2,400万については、土地特会で用地を取得しておりますので、その公債に対する返還金で下期の分でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） 特会の方からということでした。ただいま回答をいただきましたが、この部分でただいまの回答の中でJRの促進事業との関わりというのはどのように結び付けたいのでしょうか。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどもご説明申し上げましたように、土地特会の方で起債で用地取得をいたしまして、このJR複々線化促進事業費のところで毎年その償還をするために、購入費として予算計上して特会の方へ返して、特会の方が償還しているという形でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） ただいまの回答でよくわかったわけですが、やはりこれだけのものですから、もう少し本来なら丁寧に説明もしていただけたらこういう質問も出なかったと思うわけですが、その点は今後も特に留意して臨んでいただきたいという思いです。

以上です。

議長（秦 眞治君） 30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 一般会計の予算についての質問を行います。何点かお聞きいたします。

まず1点目であります。市長提案のとおり今回の本予算提案に対して、私は市長の基本的な予算の編成方針の立場をお聞きいたします。それで、10月1日に新市野洲市がスタートいたしました。8日の初議会の折にも言いましたように、この合併そのものが私も国の押し付け合併のもと、議会、行政主導の合併ありきで推進されたと思っております。

そういう中で合併は本来町の将来、住民の暮らしにとって大きな問題でありまして、大事なことは住民で決めるという住民投票実施の願いも当時の町長、現市長はこれを否定しながら合併を推進されました。

それだけに問題点や課題も山積しておりますが、この問題は都度指摘してきておりましたが、合併に際して住民の皆さんの世論、運動、また議会の中での主張により、子どもの医療費の無料化や介護激励金など、これは新市全体の施策として存続、拡大されました。また旧野洲町での学童保育所の公営化や中学校給食の実施の方向など、これも今後実施の方向でされたわけでありまして、一方、この間言っておりますように国保税、介護保険料、上下水道料金につきましては合併後に先送りされまして、それどころか当初、負担は低い方に、サービスは高い方という原則がありましたが、今では企業会計や特別会計の採算の立場からということで、大幅な値上げさえされております。また、今後の新市の

財政運営では、合併特例債を当てにした事業も計画され、新たな借金を増大させる予定など、文字どおり問題が山積しております。

こういう中で、市長が今回就任されまして、先ほど所信表明にも述べられましたが、幾つかの点で市民サービスの向上等を基本に市政運営を行う旨の表明もされました。しかし、先ほど合併推進のところでは言いましたように、これまでの合併推進や行政運営から見ますと、私は所信表明と実際は相反していると考えます。本予算を見ましても、市長自身が言われましたように、これまでの2町の執行残を計上しているだけでありまして、決して住民サービスの向上を基本に出されているとは私は思いません。

つまり、これまで再三言っておりますように、例えば民主主義の課題では同和行政の存続されている問題、あるいは市民のみならず県民から批判が出ております新幹線栗東新駅設置の引き続き推進の立場、また暮らしの問題では特別会計と関係しますが、引き続き高い国保税や介護保険料、これらを考えますと、決して私はこの本予算が市民の立場に立っているとは考えられないのであります。この際改めてこの本予算提案にあたり、市長の基本的な考えをお尋ねしたいと行います。

次に、2点目であります。今言いましたように、この本予算は中主町と野洲町の執行残を基本的にそのまま計上したものであります。同時に、10月8日提案されました暫定予算そのままだと思います。合併後の経過措置的なものとして、一見もっともなように提案されておりますが、私は新市初の本予算であるだけに、市の財政運営と市民の暮らしを守る予算になっているのか、この点が問われなければならないと思います。この観点から質問を行います。

つまり、国が現在行っている地方自治体の切り捨て、また国民犠牲の政治に対して、野洲市政、行政として市民の暮らしを守る立場に立っての本予算なのかの問題であります。市長は十分ご承知のように、小泉内閣は今長引く不況の中で700兆円を超える財政破綻の打開策として、地方自治体への財政支出を削減、また福祉、医療、教育などなど、国民生活のあらゆる分野におきまして切り捨て、負担強化を進めています。昨今では、この代表的な動きが市町村合併でありまして、また今では三位一体の改革であります。

このことは、例えばこの本予算の前提となる平成16年度の中主町あるいは野洲町の当初予算を見ましても、三位一体の改革と称しまして地方交付税や補助金の大幅な削減を行ってきています。市長もご承知だと思いますが、中主町では16年度当初、地方交付税と臨時財政対策債の削減が対前年度比で約2億3,000万円、これに対して政府が実施す

ると言っていた税源移譲はわずか約2000万円です。差し引きで約2億1,000万円もの歳入減となっております。一方、野洲町でも地方交付税については不交付団体でありましたが、三位一体のこの補助金、負担金の削減のもと、保育所補助金が全面的に削減されました。すなわち、このような政府の改革に全国の市町村から強い批判が出たことは、市長自身もご承知だと思います。

いずれにしましても、小泉内閣が進めたこの地方交付税、国庫負担金、補助金の削減、また不十分な財源移譲そのものは、法律の制度のもと、これに反する自治体予算は編成できないという事態はありますが、問題は市長自身がこのような内閣の地方自治体切り捨てと国民犠牲の政策に反対してものを申すか、ここが問われております。すなわち市民の立場に建った行財政を進める点からも、この立場が必要なのであります。私はこの立場なくして市民の生活は守れないと考えます。つまり、国追随の市政では、財政運営維持の基本が市民の犠牲と負担強化で行うことにつながるからであります。この点では、市長は野洲町における平成16年度予算編成時、この三位一体の改革による保育所への国庫補助金削減などに対して、私の聞くところでは、批判するどころか地方自治体としての自立努力が必要であると答弁されていると聞いております。これでは、こういう立場で三位一体の改革をとらえるならば、今後の野洲市財政と市民の暮らしは守れないと考えます。このことがこの本予算にも結果的に反映しているのではないかと思います。

以上、本予算提案にあたりまして、自治体の長として改めて小泉内閣が進めるこの三位一体の改革に対してどういう見解をお持ちなのか、また本市財政と市民の暮らしを守る立場から国に意見を表明していく気持ちがあるのか、お尋ねしたいと思います。

大きな3点目、新市にとって当面重要な問題となっております新幹線栗東新駅設置についての質問であります。

本予算を見ますと、引き続き新駅設置促進協議会に参加し、この新駅の設置の促進を行うとされております。問題はもう詳しく述べませんが、新駅設置の必要性や請願駅としての負担の問題では、市民のみならず多くの県民の皆さんが疑問を持っております。市長もご承知だと思いますが、地元栗東市では新駅設置の是非を問う住民投票条例を求める直接署名が行われ、8,000人を超える市民が賛同しております。

市長は、この問題ではこれまで現状では市民の理解は得られていない、このままでは負担できない旨の発言をされています。そこでお聞きしますが、私は駅の必要性、また地元負担の不当性から、新駅は白紙に戻すべきだと思いますが、市長の言う市民の理解は得ら

れていない、このままでは負担できないという真意は、新駅設置そのものが必要ないというものなのか、それとも駅は必要であるが多くは負担できない、応分の負担なら容認するという立場なのか、この基本的な新駅設置の見解についてお尋ねして質問といたします。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。

（午前10時10分 休憩）

（午前10時31分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 小菅議員の質問にお答えするわけなのですが、申し上げましたように今回は予算の題目を変えるということでございまして、暫定予算においては補正は不可能であろうという理論がございますので、本予算に直してから補正予算を組もうと。それは12月の定例会でお願いしていこうという基本的な考え方を持っておりますので、今予算の内容をおっしゃいましたが、たまたま私は前野洲町長でございましたのでその辺はわかりますが、新しい市長に就任して15日目でございますので、まだ内容についてそこまでの思いは持っておりませんが、大きな質問が3つほどあったと思うのですが、わかる範囲でお答えを申し上げたいと考えます。

予算に対する基本的な考え方ということなのですが、これはやはり新市におきましても経済環境はどこでも一緒ですから、例外なく非常に厳しいという思いをいたしておりますし、これから予算編成にあたっていくわけですから、市税の減収も見込まれますし、あるいは国庫補助、国庫負担金も出ていますように三位一体の改革で不透明な部分もございしますので、いずれにしても予算の運用については、私は絶えず申し上げているのですが、歳入に見合った歳出、出るをはかり入るを制するという原則に基づいて予算編成をしていきたいという思いをいたしております。

それともう一つは、やっぱり合併という一つの節目を迎えておりましたので、それについての新しいまちづくり計画がございますので、これを重点的に実施していこうという思いをいたしております。そういうことになりますと、やはり財政の運営の効率的な運用を図るためには、経常的な経費あるいは一般的な事務費については、それなりの厳しい抑制をしていかなければならないという思いをいたしておりますが、個々についてはこれからでございますので、若干答弁についてはお許しをいただきたいというふうに思います。

それと、三位一体の改革についてのご意見なのですが、これは絶えず申し上げています

とおり、現在の三位一体の改革は三位ではない。二位一体の改革にとどまっているではないかということでございまして、地方としては何としても税源移譲を先に出すべきだと。国は3兆円の税源移譲をやろうということを行っているのですが、まずそれよりも国から出てくる金を削ろうということで、旧野洲町では保育園の措置について非常に大きなメスを入れられたということでございましたので、その辺についてもかなりの抵抗をしていかなければいけないと。

今現在、市になってからなのですが、地方6団体の中で知事会では了承したという話があるのですが、我々末端ではそういうことは行き届いていなかったということから、町村会でもそうでしたが、この間も市長会の初めての会議があったのですが、やはり要望していこうということで、現在要望活動を続けております。その内容に若干触れますと、まず地方交付税の削減を行わないでくれという言い方をしていますし、それと生活保護費等の補助率の引き下げも反対をしていこうということも申し上げています。生活保護費、児童扶養手当、国民健康保険に係る国庫負担率の引き下げ、こういうものは絶対にするなど。こういうことも申ししておりますし、それと補助率の引き下げなのですが、これは厚労省あるいは国交省等が検討している補助金の統合または交付金の削減、これは税源移譲を行ってからの上でやれということをお願いをいたしております。

それともう1点、大きな3点目は新幹線の栗東駅でございますが、私は選挙戦の最中、報道陣にいろんな質問をされてお答えを申し上げているのですが、今の段階ではやはり住民の皆さんのご理解が得られないだろうということで申し上げております。私は基本的には新幹線の駅はやはり必要だと、湖南地方には必要だということをお願いをいたしております。だから、促進協議会は脱退はしないと。私はその裏に、先ほど鈴木議員からも出ていますように、やっぱり野洲駅までの複々線という問題が、県自身が隠してきたではないかと。新市の新幹線の駅だけに集中して県が動いていると。今まで我々が要望してきた、あるいは野洲に電車基地をつくった経過から、県がその問題を大きく取りざたしないではないかということで県に詰め寄っているのですが、そういう意味もございまして、あの団体からはやめることをしない。複々線について要望を続けていきたいという思いをいたしております。そういうことで、今栗東市の中ではああいう問題もございまして、まして滋賀県では1,340億の税収が見込めないというような、ややもすれば県民に不安を与えるような要素を言っておられますので、そういうことを言いながら今大きなプロジェクトについて住民の皆さんのご理解がいただけるか、こういう思いをいたしておりますので、そう

ということで今後は進んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） それでは簡単に再質問いたします。

最後の方から再質問いたしますが、新幹線の新駅の問題であります。しからば市長のスタンスとしては新駅設置はこの湖南地域では必要と、しかし負担については今の段階では住民に理解が得られていない、一言で言えばそういうことなのですね。

昨年ですか、県促進協議会あるいはJRで基本協定が結ばれておりますが、そこで請願駅としての負担も、今市長の答弁のとおり市長自身は負担も認めておられるわけですが、先ほどの話に戻りますが、湖南地域では必要ということではありますが、しからばこれまで促進協議会が出された調査成果表、それを基本的に評価されているわけなのですか。私はこれまで、以前の野洲町議会でも議論があったと思っておりますが、本当にずさんな調査、本当にこの湖南地域あるいは野洲市にとって利用あるいは経済波及効果があると思っておられるのか。今市長が、湖南地域では必要という発言があるからにはそういう評価をされているのかなと思っておりますが、その点についてどうなのかお尋ねしたいと思います。

それと2つ目の、国が今市町村合併、あるいはたちまち今で言うなら地方財政への支出を削減する三位一体の改革を進めておりますが、今市長のお話を聞きますと、税源移譲が先決であると。あるいは補助金、負担金についての削減、あるいは交付税削減についてもそれなりに問題点があるという話をされましたが、先ほどの所信表明の中でもいろいろ述べておられますが、この三位一体の改革の議論の中で、市長としてはこの三位一体の改革の目的が自治体の裁量を高めることであり、自治力が試される時代の到来と考えますと。これも一見もっともなように考えられますが、しかし三位一体の改革そのものが地方への財政支出削減が根本的な問題なのですね。もちろん自治力が試されるといえばそれまでなのですけれども、一番初めの質問のときにも言いましたように、これにきちっと毅然ともの申すのではなく、自立自助、地方の努力、その強調が優先されて、市長として明確に国にももの申す、そういう立場でなければ、ひいては市民本位の、または野洲市予算、財政を守る立場に立ち切れないと私は思うのです。国が削減されたから、ひいては市民の犠牲にこれを付ける。それが私は市長の言う自治力、自立自助、これまで来た方針だと思っておりますよ。それではだめなので、改めて毅然と市長として国にももの申す立場に立たれるのか、改めてお聞きしたいと思います。

それと、基本的なことではありますが、この本予算は暫定予算を本予算に移行したものと
言われましたが、しかし私自身は市長に就任され、市長としての提案、この予算に責任が
あるわけでありまして、市政に対する基本を問うたものでありまして、これも所信表明で
いろいろ言われましたが、今言いました新幹線の問題しかり、これまでの同和行政の問題
しかり、あるいは特別会計であります、高い国保税とか介護保険料とか、こういう結果
として、私はこれまでの行政姿勢は住民の負担と犠牲を貫いてきたのではないかと。私は
そういう姿勢を改めてこの本予算に貫くべきだったと。しかしそれがなっていないとい
うことを言ったわけでありまして、その基本的な姿勢が少し聞かれなかったのでお聞きし
たいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） まず1点目の新幹線の駅なのですが、これは一般論として湖
南には必要ですよ。何としても、もっと言うなら私はJR東海に要望に行った一人の仲
間ですから、そこで発言していることもございます。将来はやはり湖南は50万都市を目
指しているのだと。だからそれがためには新幹線の駅が必要だと、こういう一般論なの
ですが、そういうことを申し上げております。だから駅は必要だと認めながら、その手法な
り考え方に今では問題があると申し上げていますので、今の調査しているんなことをやっ
てくれますそのことが100%ベターだと、そういうことではございません。ある首長さ
んはもっと駅の形を変えて金の要らん駅をつくれとか意見を出しておられますよ。だから
決定的なものではないという意味も含んで、今の段階ではという言葉をつけているので
から、ご理解をいただきたいと思います。

三位一体の改革なのですが、これは基本的に今分権型社会あるいはいろいろと言われる
中で、地方のことは地方でという基本的な理念、そのことが私は先端行政を預かるもの
の責任として、それぞれの特色ある施策ができるのではないかと。国から補助金をやるから
このとおりやれ、これをやれ、それをやらなかったら補助金はやらんぞというような今ま
での施策、このことについてはやっぱり本来の市民の福祉というものは図れない。だから
それぞれの分権型社会の中で、それぞれの地域に合った特性を生かしながらの施策を展開
していこうと。だから三位一体の改革の中で税源を地方におろそうと。私はこれに賛成し
ているのです。しかしやり方が、手法が間違っているのではないかと。先に補助金、負担金
を決定してしまった。そして税源移譲はおっしゃるように野洲町で1,600万ですか、
それぐらいの税源ですべてのものをせいということは間違っているということですから、

ある意味では三位一体というのはこれから地方の力量がただされる一つの手法であり、それを受けて立たなくてはならない。これが将来の地方のあり方だと申し上げていますので、ご理解いただきたいと思います。

それと最後に予算の問題なのですが、もっと言うなら今提案を申し上げます予算は、今年3月に2町の議会で議決をいただいた予算なのですね。それが9月で打ち切りされた。それで10月1日に職務執行者が専決でその予算をお認めになった。暫定予算では補正が組めない、だから本予算に戻してくれというのが今のお願いのなのです。だから12月に補正を組みますと申し上げます。だから今ここで私の思いをその予算に入れよということは、これはやはり年度途中でもございますし、16年度予算は合併協議の中で来年の3月まではこのまま行こうという協議も整っておりますから、そのままの予算でいこうということになってございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） それでは最後にもう一度質問いたします。

三位一体の改革につきましては、これもこれまで議論されてきたと思いますが、例えば平成16年度では、今動いている年度ですね、地方交付税が2兆1,000億円削減され、それで国庫補助金負担金が約1兆円削減され、それに対して税源移譲が約4,500億円と言われているのですけれども、今改めて国会でも議論されておりますが、これを平成18年度までに国庫補助負担金は3兆円、この16年度分を合わせると約4兆円の削減、それに対して税源移譲は約3兆円。これは国庫補助負担金の約8割を目処にするということで、約1兆円の補助金削減になるわけですが、加えて問題なのは地方交付税の約7兆円、18年度までに減らすということで、いずれにしても税源移譲があれども全体として地方交付税あるいは国庫補助金負担金は明確に減るわけでありまして、それに対して全国の市町村長からも強く批判が出ております。これもご承知だと思いますけれども、中主町当時の議会でも問題になりまして、当時の町長もこういう三位一体の改革については、余りにも地方自治の発展を阻害するものであって、市町村の存立基盤を揺るがしかねない、憤りすら覚える、こういう答弁をされているのですね。これは多くの市町村長の考えだと思うのですけれども、そこから見ると、これまでの市長の答弁からは結論的に、それはそれとして今後地方自治体としての自立をしなければならない、聞こえはいいけれども仕方がないというように聞こえてくるのですね。それではさっき言いましたように、ひ

いては市民に犠牲を負わせる市政が推進されるということで、そこを根本的に、言葉を変えれば反省をしてもらって、国に堂々と市長として意見書を上げるぐらいの姿勢がないかどうか。それをお聞きしているわけでありまして、最後にもう一度それをお尋ねしたいと思います。

それと、新幹線の問題であります、ある意味ではこれまでよりか踏み込んで言われたのか、これまでの答弁を私は知り得ないわけでありまして、今の段階では理解を得られない、駅そのものは必要、50万都市を目指す湖南地域としては必要と言われましたが、さっき言いましたように、答えてもらえなかったのだからわからないのですけれども、50万都市に対して必要というのであれば、どれだけの、市長自身は必要と思っておられるわけですから、その前提としては利用見込みとか経済波及効果とか、それなりにきちっとした自信を持っておられる。そうでなければ必要と考えないわけでありまして、今問題になっているその点について、きちっと毅然と答弁しなければ市民の理解は得られない。単に負担が高い、安いの問題ではないわけですね。県知事は今年中に負担を、新市の市長が湖南市、甲賀市を含めて決まったのでこの12月までにそれなりの方向を協議して決めたいと言っているらしいのでありますが、こういう時期において改めて負担の問題が大きな問題になるわけでありまして、本当に経済効果あるいは利用見込みが、促進協議会が出したようなことを自信を持って市長自身も市民に言えるのかどうか。そうでないと、私は本当にその場限りの発言だと理解しますので、その点についてももう一度踏み込んで答えていただければと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 三位一体の改革、これは国にも金がない、県にも金がない、どこにも金がない。その中で国に補助金を出せ、出せと言っても、これは国民として考えなければいけない。だから、三位一体の改革ということで国が方針を出した。これがいい、悪いの議論ではない。ただそういうことを、国の方策を受けて自治体がどうあるべきかということを考えないといけないと申し上げています。やり方には問題はありますよ。しかし、これから金のない時代に地方自治体としてどういう行政を展開していくのか。今までの福祉、教育の行政水準は下げないといけないと申し上げています。しかし、金がなければできないという端的な表現では私は許されないと思うのです。やっぱりそれは住民みんなが考えながら、今まで負担してきたことを私は住民と協働してまちづくりをしようと、こう申し上げていますので、その辺の論理でまた考えていただきたいと思います。

確かに今やっている国の三位一体改革については、これは問題が非常に多過ぎるということでございますので、私は1兆円の税源移譲を何としても17年度にやってもらわなくては地方はもたないと、それは言っています。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

新幹線の駅については、やっぱり滋賀県の中で考えればもう一つぐらい駅は必要だと皆さんも思われるでしょうね。そうなのです。私もそれを一般論として言っているのです。だから50万都市にするからどうだ、乗降客がどうだこうだと、こんなことを私は計算していませんよ。ただ一般論として申し上げていることであって、滋賀県には必要だと、そういう理屈付けをしていますのでご理解いただきたいと思っております。まだまだこれから議論すべき問題が数多くありますので、私はこのままでは住民の理解を得られない、説明ができないと申し上げているのです。得られないまでに説明ができないと申し上げていますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 他にございませんか。

山本勇作君。

27番（山本勇作君） 27番、山本勇作でございます。

ただいま議第14号につきまして、野洲市の一般会計予算の案が出ていますが、本件につきましては、合併前と合併後についての下期、上期ということの予算の延長の中で、恐らく下期の部分が全体の予算という考え方だと私は思うんです。このような考え方をまず申し上げておきます。その中で、先ほど市長からお話がありました中で、これからの予算の編成についてどうしていくかという、予算書をしていきたい、予算化もしていきたいということでしたが、例えば例を挙げますと、この資料の51ページには、その他の雑収入の中で旧町の決算剰余金が5億6,000万あるという考え方もある。資金も今度これを充当していくという考え方がおありなのかどうかということを知りたいという1点。

もう一点は、今回職務執行者の方が一応専決されましたが、我々議員も資料をいただきましたが、やはりできれば両町の予算書があったらもっと勉強ができたのではないかと、このような思いがありました。したがって、誠にわからない点もございましたので1点だけ教えていただきたいのですが、資料の83ページの自治振興費の中で負担金補助及び交付金の中で、近隣景観形成協定等修景対策費補助金として928万8,000上がっているのです。金額的には1,000万ないのですが、こういう項目が出てくるというこ

とが、我々には今まで知り得なかった文言が出てくる。これは、やはりそうすると先ほど申し上げたように、今回こういうような予算書には両町の予算書の資料があればこれとこれだということが、何ぼ精査しても自分で出てこない部分がありましたので、今回このようなことを、行政としての考え方はこれでいいのかと。ただ我々議員もこれで、はあ、そうですかと認めていくということにはならないだろうと。それならばそのような内容があってしかるべきではなかろうかと。そのことが、一番大事なことが抜けていたような感じがいたします。

もう一点、これと同じ項目の中で、有線放送の補助金が、恐らく旧野洲町の場合で2,000万だと思ったのですが、今回2,500万上がっていますが、いったいこの有線放送に対する補助金というものは、2,500万といたしましても総額がいったい何ぼだったかなということをもう一遍聞いて、現状既にもう3月予算で決まっているのですから、どこまで進んでいるのかわかりませんが、これがどのような形になっているのかというような点がちょっと不可思議に思いますので、今私が申しました内容について、細かい点ですがご回答願いたい。最初の点について、やはり行政として議員に対する資料提供ということについて若干の欠如はなかったのだろうかという思いがいたしますので、それについてのご回答をお願い申し上げます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

近隣景観形成協定等修景対策費補助につきましては、ご指摘がありましたように、旧中主町で地域において協定を結ばれているところに対しての補助金でございます。そして有線放送補助金については、旧野洲町で16年度2,500万で予算化させていただきましてお認めいただいているものです。今現在、有線放送は撤去に向けて進めております。

決算剰余金については、先ほど市長が説明しましたように、それぞれ両町の16年度予算、執行いたしました、また執行見込み額という中で、暫定予算で今後要るものを計上した中でそのお金が出てきたわけで、当然それは本予算の収入財源として繰り入れております。

そして、ご指摘がありました資料提供について、十分議員の方々に知っていただくために若干両町の予算関係についての資料の提供が不十分であったことを反省しております。

議長（秦 眞治君） 27番。

27番（山本勇作君） 今答弁ございましたが、部長の方から資料提供の欠如、今後改めてくれと言ったってもう合併はないのだからなかなかあれだけれども、そういうようなことのないように、思いというもの、考え方を理解していただきたい。

もう一つ、近隣のこれですけれども、中主町だとおっしゃいましたが、場所がどの辺なのか、そういうことは旧野洲町の議員にわかりませんので、これはこうだとはっきり答えていただかないと、竹生も入っているのだったらそれでいいけれども、どういうことだということになります、その点お願いいたします。

それから、有線の総額は何ぼだという話はわからないかな。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

総務部長（山中清嗣君） 山本議員の再質問にお答えさせていただきます。

近隣景観形成協定等の対象地区でございますけれども、小比江、西河原、虫生、安治、吉川。内容につきましては植栽、緑化事業で県費補助を受けましての事業でございます。

そして、有線の方は先ほど申しましたように今事業中でございますので、その辺の正確な数字はつかんでおりません。また把握次第報告させていただきます。

議長（秦 眞治君） 29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 議第14号平成16年度野洲市一般会計予算について質問いたします。

今回の予算は、4月から9月までの両町の執行残を合わせた暫定予算をそのまま予算にされたものであります。しかし本予算である以上、これまでの指摘を改善されるのが本来のあり方であろうかと思えます。

当初予算で指摘しましたように、国言いなりで住民の声を聞かない行政として特徴的な合併問題では、合併しか道がないようなシミュレーションしか出さず、住民に意向を聞くことなしに行政主導で進められました。また不公正な行政については、町内どこに住んでいてもひとしく施策が受けられ、法のもとでの平等の原則を求めましたが、同和地域に限定した特別対策が行われています。さらに税金の使い方、銀行やゼネコンの利益を確保するPFI事業で野洲小学校の建て替えが行われ、ふるさと創生の1億円基金も小中学校のコンピューター購入整備に使われ、各学校から出されている修繕、補修改修などにはわずかな予算でした。こうした中で、幼稚園の3年制についても二転三転という失態になったということは、当初予算のときに十分に住民の声を聞いていなかった予算ではなかったかと思えます。

一般会計というのは、市民生活に関わる全般的な会計です。来年3月までの予算といえども、当初で指摘しました内容の継続なのか、それとも指摘した点を考慮し検討をされるのか、新しい市長としての見解を求めます。

私は、特に同和行政についても質問いたします。特別法は終了しました。同和施策の抜本的な見直しが必要です。旧中主町では同和対策審議会も廃止し、同和行政の見直しが行われていましたが、野洲町と合併し野洲市となった関係で逆戻りの状況となっています。先日行われました和田部落解放文化の集いのポスターが旧中主町にも張り出され、地域名を掲げたポスターの表示に違和感の声が上がっているのと同時に、旧中主町の地域でも同様の地域名を掲げたことが今後行われるのだろうか、不安の声が上がっています。

また、旧中主町では就学奨励金も県並みに見直しが行われてきましたが、野洲市になって、貸付事業から旧来から野洲町で行われていた通学定期代の3分の2の補助などの給付事業にしていくかなど、大きな問題を抱えております。これらを含め、今後の同和行政のあり方を市長に質問いたしたいと思えます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 予算の考え方、予算の内容について質問をいただくのですが、冒頭から申し上げますとおり、16年度予算については3月でそれぞれの議会でお認めいただいた予算を忠実にそのまま引き継いで、17年3月31日までは執行する義務がございますので、それを執行していくという考え方でお許しをいただきたいと思います。

同和問題についてはいろいろとご意見がございますが、これも合併協議の中でいろいろと議論されました。協議が整っております。差別のある限り同和事業については引き続いてやっていこうと、こういう思いでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 29番。

29番（野並享子君） とにかく3月まではこのままで暫定のを本予算でいくということの考え方の踏襲であります。新しい市長として残り3月までということで、12月議会に補正を出して行くということですので、ぜひ当初予算でも指摘した内容、そして今住民の中にいろいろ上がっている声を、十分補正の中で展開をしていただきますように求めていきたいと思えます。またその内容は12月議会で質問させていただきたいと思えます。

同和の問題にいたしまして、差別ある限りとずっと旧野洲町の中でおっしゃってこれ

ました。しかし今私が具体的な例を挙げましたが、この点について旧中主町の方々にとっては、やはりこれまでの同和行政と違う方向に来ているということを感じておられます。そういう意味では逆戻りしたという感を持っておられます。この点の違いがやはり野洲町の同和、これまでの同和行政というのが何度も議会の中でも指摘してきましたように、法律がなくなったのだから同和事業は終結していくべきだと、そのために地域の方々とどう自立していくのか、段階的にいろんな施策を解消していく。そういうことをしていかなければならない。地域の方々からも、本当に野洲町ではよくやってもらったと、もうこれ以上やってもらったら野洲町の中で孤立するという地域の人々の声も私は伺っております。この声を本当に実現させていかななくてはならないと思って、これまで何度も質問をしてきましたが、差別ある限り、これは地域の住民の方の思いではないと私は思うのです。そういうことを、差別ある限り個人施策はしていくべきだという意見の方よりも、もう特別対策は要らないという声の方が多かったように私は思いますが。そういう意味で、この問題に対しても中主町の方々の気持ちと私の質問がぴったり一致するなという思いがいたしました。この点につきまして、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 次長。

総務部次長（上田晴基君） 失礼いたします。

基本的な考え方は今市長が申されましたとおりでございます。ここで今問題になっておりますのが、旧中主と旧野洲町とのやり方に相当の違いがあるということで、やはりそれぞれの実態によって今まで歴史の中で取り組まれてきたということでございます。1つだけですけれども、すべて調査しておりませんのでわかりませんが、これは中主町が平成11年に新しい5カ年計画を立てられましたときに、その地域の実態を把握されております。そこでは所得の比較を中主町一般町民の方、あるいは北比江の方との比較をされました。そのときには一般を100といたしましたら、中主町の場合は95というところまで、いわゆる所得格差が非常に僅差まで来ているという実態があります。そういう意味で中主町は自立ができるという判断のもとに、所得の関係からですけれども、取り組みを進められてきたと。そういうことから考えますと、旧野洲町におきましてはまだ、具体的な数字になりますけれども、平成15年度の野洲町一般地域の方、そして和田地域の方と比較いたしますと、16.9%の所得格差がございます。この差が今まで野洲町の取り組みをしてきたものと中主町が取り組みされてきた内容との大きな違いになっております。それと、もうひとつ詳細ではないですけれども、中主町におきましては農地を持っておられる方が

おられます。野洲の場合もおられますが、その保有率の違いもございます。そういうことから、元中主の議員の皆様方にはそういう形の中で、取り組みの中で審査をしていただいていたと思いますが、野洲町においてはまだまだ厳しい現状があるという中を、今後同和対策審議会のご意見を聞きながら、合わせていくべきなのか合わさざるべきなのか、それとも一国二制度のままで続けていくのかどうかということなんかも踏まえましてご議論をいただいて、新市の計画を策定していきたいと考えております。所得例につきましてはほんの一例でございますけれども、旧中主と旧野洲の違いだけは説明させていただいて、その点をご理解いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 29番、どうですか。

29番（野並享子君） 同和の部分に関しまして、就労の部分、所得というのは結局は就労の実態の反映であろうかとは思いますが、しかしそういう中で、就労対策事業もこの十年間職員張り付けて行ってこられたわけですね。あの地域に特別1人の就労対策として、人件費も出し行われてきた。そうしたら、そういった実績、成果というのか、それも問われているのではないかという思いもいたします。実態を全体的に掌握はできませんので、どういう形で格差が出てきているのかというのが、もう少し内容を精査しないとこのパーセントだけでは分析ができませんので、また私ももう少し調査をしていって、さらに12月議会でも質問をするなり、調査依頼を出すなり、もう少し私も掘り下げて調査をしていきたいと思っておりますので。野洲の同和行政につきましては、これはやはりずっと主張していますように法律が終わり、それを終結していくための対策をとっていくべきだと私は思いますので、以上指摘しておきます。

議長（秦 眞治君） 18番、森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 18番、森田貞雄です。

二、三点予算書に盛られている数字、366ページ、一般予算ですが、この中に平成16年10月1日現在の起債高が214億3,000万ほどになっております。これは新聞にも載ったとおりですね。この中にまず特別会計の中で起債残高、いわゆる工業団地、29億3,900万ほど載っているのですが、この214億3,000万の中に、まず1点目はこの29億3,900万が入っているのかどうか。

それから、平成16年3月現在の両町の起債残高を見ますと、野洲町が142億7,000万、中主町が57億9,000万、これを足すと200億なのですね。この214億

3,000万から引くとざっと13億の差があるのですけれども、これはこの数字の理解としては13億7,000万ほどが新市になって起債されたのかどうか。

それから、16年度の予算は非常に厳しくて、中主町では今までの基金の積み立てを取り崩して、トップの報酬等もカットして財政再建をやっていっているわけですが、基金の積み立てのトータル、これはどこでどう見ればいいのか教えていただきたい。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 森田議員のご質問にお答えさせていただきます。

第1点目の一般会計予算書の366ページの基金残高214億3,195万9,000円に対して、工業団地の特会の部分の残高が入っているのかというご質問についてでございますけれども、それについてはまた後ほど出てきます特会会計で残高を出しておりますので、ここには含まれておりません。

そして、2点目について先ほど森田議員がご指摘された差について、10月1日現在の起債残高ということでこの表には上げさせていただいておりますので、もう少し詳しい資料を今現在持っておりませんので、一応これは10月1日現在の現在高ということでございます。

そして、今の基金の現在高のご質問でございますけれども、普通会計における10月1日現在の基金合計といたしましては、39億3,852万7,000円の基金残高がございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 18番、よろしいか。

18番（森田貞雄君） 肝心の資料がないと言われたけれども、申し上げた数字はここに書いてあるとおりだと思いますけれども、その差は何でかというのについて後で資料を見せてもらえるのですか、出されるのですか。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩します。

（午前11時22分 休憩）

（午前11時31分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいまのご質問で、若干事務的な違いもあるのですが、資

料が複層しておりまして、いろいろと積み重ねたことが、今現在提案いたしております現在高は、それは間違いのないところなのですが、ただ1点、13億何ほか大きく違うではないかとおっしゃる要因は、野洲郡行政事務組合の現在高が20億ほどあったのですね。それを一般会計へ含めたと。だからその20億のうち6億ほど返済ができてあると。ざっとした話なのです。誠に申しわけない。だからその13億か14億が大きく、一般会計が膨れたということでご理解をいただき、いずれにしてももう一遍精査した資料を出させますので、お許しをいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 18番、よろしいか。

18番（森田貞雄君） もう一点。特別会計は別の会計云々という話が出ましたけれども、そういう面も含め、ごちゃごちゃした内容をきちんと一覧表につくってお願いしたい。

以上です。

議長（秦 眞治君） 要望ですな。わかりました。他に。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他にないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第14号は、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議第14号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第14号について討論はございませんか。

30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 私は、議第14号野洲市一般会計予算についての反対討論を行います。

先ほど来、議案質疑の際にも述べましたように、今回の予算の提案につきましては、初議会における暫定予算を本予算に移行したものでありますが、市長としての提案でありまして、予算そのものには当然責任があります。同時に、この本予算が補正ができるかどうかの問題ではなく、私は市財政に対する市長の基本を問うたものでありまして、その点でこれまでの同和行政あるいは先ほど言いました新幹線問題、また特別会計であります、

これまで国民健康保険税や介護保険料などなど、市民に民主主義、また暮らしの問題で負担と犠牲、この政治姿勢を踏襲したものでありまして、認めることはできないものであります。

なお、先ほど同和行政の中で旧野洲、中主町の比較を言われましたが、例えば農地の保有率におきまして、これまで開発が進み周辺に住宅開発がされております旧野洲町と、引き続き比較的農村地域の中主町における農地の保有率を、数字的に安易に比較をもって旧野洲町の同和行政の必要性を説明されることについては問題だと思います。いずれにいたしましても、これまでの暮らし、福祉における住民犠牲を踏襲したものと認めることはできません。

2つ目の理由といたしましては、いずれにいたしましても地方財政は国との関わりが大きゅうございます。先ほど来市町村合併、また三位一体の改革についても若干質問いたしました。市財政を守るためにも、先ほど市長における答弁の結果なるものは、私が思うには地方交付税あるいは国の補助金、負担金の削減にしる、それはそれで国の財政上仕方がない。問題は税源移譲がされるかどうか、ここに市長の答弁の中心があったと思います。私は基本的にはそのようなことではなく、地方はもちろん、国におきましても、税金の使い方の問題でありまして国、地方といえども無駄な公共事業をやめさせ、あるいはその中で福祉、暮らし、地方への予算を確保すべき市長自身がそういう観点に立って国にものを申し、そしてその中で市民の立場に立った予算を編成する。私はそういう姿勢が見受けられなかった、そういう立場から認められないものであります。今後国に対しても市民の立場、また市財政を守る立場から意見を表明されることを改めてこの際求めておきます。

3点目、当面の重大な問題として新幹線の新駅の問題を言いましたが、これも市長の答弁を聞きますと、今後50万都市として漠然として必要性があるかごとの答弁をされましたが、これでは私は市民の理解は得られないと思います。再三言いましたように、現時点における新幹線新駅の必要性、また野洲市はもちろんのこと、関係自治体における経済効果等の問題、これが的確に見えない中で安易な推進はやめられるべきだと私は考えます。白紙撤回も含め検討するのが市長の責任だと思います。そういう意味から、初めに言いましたように50万都市としてあればいいという安易な推進方法で、予算においても促進協議会に引き続き参加されることについては賛同できないものであります。

以上、何点が述べましたが、新市になりまして市長としての初めての提案であります、今言いましたように市民の暮らしを守る、また市財政を守る、国にも堂々とだめなものは

だめと市長としての意見を申し上げる、そういう市民本位の市政を今後貫かれることを求めながら、この本予算についての反対討論といたします。

議長（秦 眞治君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他に討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第14号平成16年度野洲市一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第15号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 議第15号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算について質問をいたします。

国民健康保険というのは、国民みんなが安心して医療にかかれるように国民皆保険として戦後つくられたこと誰もが知っていることであります。しかし、この制度への国の負担が減らされ、また応能応益割合を5対5にする指導のもと、均等割、平等割の引き上げが行われてきました。それ以前は、旧野洲町でも7対3から6対4ぐらいにし、低所得者に過大な負担にならないようにしてまいりました。この応能応益割合を5対5にすることにより、法定減免は拡大され、7割、5割、2割減免になりました。しかし、旧野洲町では均等割2万6,000円、平等割2万4,400円、合計で5万400円です。介護保険を加えますと6万1,600円、旧中主町では6万6,400円、所得税が非課税の方でも3割は徴収されることとなります。一人世帯でも旧野洲町で年間1万8,480円とな

りますし、また旧中主町では1万9,920円ということになります。この法定減免の割合は7割減免が旧野洲町で19.6%の世帯となっていますし、旧中主町では18.9%の世帯であります。減免世帯は全体的に旧野洲町は29.2%の世帯、また旧中主町では34.9%の世帯であります。約3割の世帯が法定減免の対象ということになります。しかも年々この割合はふえています。

このような現状の中で、年々滞納世帯や滞納額がふえているのではないのでしょうか。合併の説明会では、負担は低い方に、サービスは高い方にと説明されました。国保税などは両町の負担は違っており、当初の説明どおり低い方に合わせる必要があると考えますが、見解を求めます。さらに、基本的には高過ぎる国保税であり、引き下げていくべきだと考えますが、見解を求めます。

また、旧野洲町では資格証明書の発行も今年2月現在で116世帯、187人おられ、社会保障制度をひとしく享受できない点を指摘いたしました。野洲市になって資格証明書の発行や短期証明書の発行をやめるべきだと考えますが、見解を求めたいと思います。

さらに医療費は窓口3割負担です。しかし、国民健康保険法第44条において、保険者は一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、1.一部負担金を減額すること、2.一部負担金の支払いを免除することとなっています。この法律に基づいて3割の窓口負担を減免すべきと考えますが、見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の国民健康保険特別会計に関します3点のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の国保税の件でございますが、ご質問にもございましたように、法定減免ということは約3割という形で今推移をしている状況でございます。当然これは、合併の中では今年度につきましてはそれぞれの従来旧町の方法でやるということになっておりますので、これで実施をしていくわけですけれども、17年度につきましては、これはやはり医療費の状況を勘案いたしまして既定のルールで保険税を算出するという基本的な姿勢は変わっておりません。

それから、2点目の資格証の問題でございますが、納税が義務ということは、これはだれでも課せられているわけでございますので、当然資格証明書あるいは短期証の廃止ということについては、現在の状況で進みたいというふうに考えております。

それから、第3点目の国民健康保険法の第44条の関係でございますが、これにつま

しては、16年度今審議いただいております予算については考えておりません。しかし、これにつきましては近隣の天津市あるいは草津市等につきましては、既にいろいろな検討が進められているという状況からも、今後この問題については検討が必要であるという認識に立っております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 29番、どうぞ。

29番（野並享子君） 第1点目の高過ぎる国保税を引き下げるべきだという問題につきましては、医療費を見て既定のルールで算定と。そういうことを言われますと、引き上げの方向という答弁なのでしょうか。合併の説明のときにはそういうふうなことは説明はされておりませんでした。ですから住民の皆さんはサービスは高い方に、負担は低い方といった説明のもとに合併を認められていったというのではないのでしょうか。当初からこのような形で高い方に合わせていくというようなことであるならば、住民の皆さんの中にもいろいろな考えが出たろうというふうに思いますが、これは私から言うとだまし討ちと言いましょか、ちょっと当初の合併の住民への説明のとおりではないということをおもいますので、その点行政としてどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、資格証明書と短期証明書ですが、自治体によって滋賀県内でもこういう措置をしていない自治体がございます。社会保障制度として、やはり全部の方に享受してもらおうというのを基本に、納税相談はそれはそれとして、別に行われております。払えないような状況の方に一斉に資格証明書の発行をしていくというようなやり方は、やはり社会保障制度という制度そのものを形骸化してしまうということで、これは県内の市町村の状況を見ていただき、本当に市民の立場に立った行政を私はしていただきたいということで、県内でも短期証明書の発行の比率が野洲は高い水準にあるかと思いますが、そういうことを認識されておられるのでしょうか。それは裏返せば、市民に冷たい行政だと私は思うのですけれども、どういう認識をされているのでしょうか。

3点目の法第44条に基づく答弁では、現在大津、草津で検討ということで、野洲市においても検討が必要ということをおっしゃいましたが、法定減免で7割、5割、2割という所得の方々、国でもこういう方々は大変な所得だという認識ですね。非課税の世帯の方とか基準プラス25万円ですか、その次が35万円というような非常に低い所得の方々に対してこの減免措置があるわけですから、そういう低い所得の方々に対して当然窓口でも同様に減免をしていく。3割負担ではなく、その方々の負担を軽減していくというのを

うべきであろうかと思いますが、その部分についての見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の再度の3点のご質問にお答えをいたします。

まず第1点目の保険料金の引き上げ、引き下げの問題でございますが、これは野並議員もご存知のように、この保険料の算定につきましては、国の補助が50%、あと50%は被保険者というふうな状況でございます。そういう中で、やはりこの保険料の算定については、先ほど申し上げましたように、そのときの医療費の状況によって勘案していくわけでございますので、来年17年度の保険料につきましては、また介護保険運営委員会の中でも十分議論をしていただきたいというふうに思っております。もちろん住民の方々の負担を軽減するという視点は、これは変わりませんので、そういう意味では疾病予防にさらに努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目のいわゆる短期証あるいは資格証の問題でございますけれども、これはやはり納税をしていくということに努めていただくのが原理原則だというふうに思っておりますので、当然一斉にということではなく、また一人ひとりにつきましてそれぞれの状態で相談を受けながら対応をしている状況でございます。そういう意味で、今年度の資格証あるいは短期証の交付の経過でございますが、16年4月1日、中主と野洲を合わせた段階では162名でございましたが、16年9月末では141名ということで交付件数が減少しております。また短期証でございますが、16年4月1日で246ありましたものが、9月末では147というふうな状況でございますので、そういう点では、また個々の状況に住民の皆さんの相談を受けながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、3点目の44条の関係で法定減免の方を対象にというふうなご意見でございますが、これは先ほど申し上げましたように、検討課題というふうに思っておりますので、またそういう中で議論をしていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 29番、どうぞ。

29番（野並享子君） 私が社会保障制度として短期保険証や資格証明書を出していない自治体がこの滋賀県内でもあるということに対して、野洲市は納税は義務だと。これはやはり冷たいまちだと言ったのですけれども、市長の所信表明の部分の中でも、こんな冷

たい言葉的な部分はないと思うのですが、本当に払えない人の立場に立っていただきたい。私も滞納しているという方の相談を受けたときがあります。やはり病気で収入が途絶えたとか、また入院して医療費が高く付いたとか、高額療養費といっても7万円ぐらいは負担をしなくてはならない。しかも月にまたがって入院となると、1カ月単位ですから、この高額療養費の請求ができなかった。7万円以上あったのに2カ月またいでいる関係で、これが戻ってこなかったとか、そういう意味でいろいろと生活苦の中で支払いができないような状況になっていると、そういう部分も目にいたしました。ですから、どんどんたまっていく関係で、前年度所得で来ますから、そういう事態のときに本当にもう一旦つまづきますとどんどんまたそれが加算されていくということで、本当に大変な状況になっていました。所得のどんと下がったような人も、何十万円の残高でもう二の足を踏んでおられる。行政に相談しに行くことがもうできないというような状況の方もありましたので、たとえば1,000円でも払うといって確約したら短期証明書を発行してくれますよというふうなことは言いましたけれども、しかし相談してこられた方はそんなアドバイスもできませんけれども、そうでない方にとっては、やっぱり役所というのは敷居が非常に高い状況で、なかなか大変な事態になっていると思うのです。

ですから、それをすべて悪質だということで資格証明書を発行していくということと短期証明書を発行していくということは、やっぱり基本的な社会保障制度をみんながひとしく受けられるという状況にしていくためには、納税相談は納税相談、基本的に保険証はみんなに交付する。私はこれは基本だと思うのです。この部分の見解は常にもうずっと平行線をたどっているのですけれども、こういうものを発行していない自治体が県内にもあるということをしつこく認識をしていって、そういう方向を私はとっていただきたいと思います。やはり高過ぎる国保税だということが滞納にもなってきていますので、国保の加入者、全体の世帯の中で、旧中主町においては53.5%が国保の加入世帯となっています。約半分を超えているのですよね、国保に加入しておられる世帯が。旧野洲町でも40.5%ということで、この比率も年々ふえてきています。ですから、どんどんと定年退職される方が国保に入られるとか、また若年層で派遣会社とかバイトとかいう方は国保の世帯になってきますので、そういう意味でどんどん今の経済状況の中で国保世帯がふえてきていると思うのです。ですから、以前のように、国保会計に一般会計を投入するのは云々かんぬんと言われていたのですが、これほどどんどんと国保加入者がふえてくるとなりましたら、やはり一般会計からも繰り入れをして、そして払える保険税にしていくというのが私は行

政として基本的なスタンスではないかと思うのですが、最後にこの点だけお尋ねいたします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 3回目の質問なのですが、基本的にやはり国保会計は目的税を主としたことで経営、運営が成り立っているのですから、そのことを忘れて負担ばかりをおっしゃいますけれども、給付の面もいろいろとご意見あるのですから、その辺からのバランスをとって議論をしてもらわなかったら、納める方だけ議論してもらったらだめだと思いますよ。

そこで、おっしゃる資格証明は市長の言う方針の中の冷たい行為だと。僕は反対だと思うのです。温かい行為だと思いますよ。これを出さなかったらお医者さんにかかれないのですよ。そうでしょう。だからそれを強いて資格証明あるいは短期証明を出して療養を受けて下さいと渡しているのではないですか。受益金を滞納されて、その理由はいろいろとあると思いますけれども、その辺のことをきちっとわきまえての一つの行政としての施策ですので、その辺は十分にご理解をいただいております。一般会計から出せば、それは問題はないことなのですが、しかしそう、一般会計、一般会計とおっしゃいますけれども、これはやはり公正、公平、平等な立場からいけば、余りいいことでもございませんで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 他にご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第15号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議第15号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第15号について討論を行います。

討論はございませんか。

29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 議第15号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算

について、反対討論を行います。

各特別会計の中には、地方自治体での裁量で努力できるものがありますが、地方自治体ではどうすることもできない会計もあります。老人保健事業では老健法により負担率が決まっていたり、また上下水道料金においては消費税の転嫁など、法律で決められているものでありますが、それぞれ問題があり、これまで反対をしてきました。しかしながら、本市会計で努力できる余地のない会計もあることから、新しい市にあたりまして、今後は市民の立場に立ち努力された会計であるのかないのかを判断してまいりたいと思います。

その点から、この議第15号の平成16年度野洲市国民健康保険会計では、先ほどから質疑の中でも明らかになりましたように、社会保障制度である国民健康保険、皆保険が社会保障制度を逸脱しているような状況となっています。要は金のある者、ない者によって差が出てくる。市長が資格証明書を発行しているのは温かい行政だとおっしゃいましたが、資格証明書は10割窓口で払わなければならないのです。これは保険証を交付しているというのに値しない。それだけ10割のお金があるのだったら保険税を納めておられると思います。こういう資格証明書を発行するというような方はもう10割窓口で払うということの思いでございますから、結局お金のない人はお医者さんの道も遠くなるというのが現状であろうかと思えます。短期証明書も3カ月ごとの発行です。これも非常に負担の重たい話であります。3カ月ごとに納税の部分に関しての行政との話を必要とされます。ですから、やはり温かい行政がどういう行政なのか。これだけ日本が発達した資本主義国の中で遅れた国と違って一生懸命働き、税金を納め、そしてその税金が自分たちに還元されるというのが社会保障制度だと思います。それが享受できないようなやり方というのは、これはやはり社会保障制度から逸脱しているような内容となってきています。

本会計は、そういう意味におきまして、行政で努力しようと思ったら努力できるにも関わらず、そういうことをされずに納税は義務だという形で本当に冷たい行政をされている、その会計でございますので、本会計に反対をいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他に討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第15号平成16年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第16号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第16号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第16号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第16号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第16号平成16年度野洲市老人保健事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第17号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 議第17号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計予算について質問いたします。暫定予算を本予算にされたものでありますが、新しい野洲市としての予算であり、市の方向をお尋ねいたします。

15年度に介護保険料の大幅な引き上げが行われ、高齢者にとっては大変な事態となっています。国民年金の給付の平均額が4万6,000円という状況であり、この年金から天引きされる保険料は過酷であります。また利用料も所得に関係なく1割負担であり、低所得者ほど負担率が高くなっています。

この状況を改善するためには、保険料や利用料の減免制度の拡充以外にありません。第1、第2段階を免除しているところや、また7段階にしている自治体もあります。この点の見解を求めます。

また、2007年度にはさらに介護保険料が引き上げられようとしています。このようなことになれば、国保税の滞納者がもっとふえていくのではないのでしょうか。この点についても見解を求めます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 野並議員の介護保険特別会計の2点のご質問にお答えをいたします。

まず介護保険料の点でございますが、これは、16年度につきましてはご存知のようにそれぞれ旧町で定められたものを続行させていただくということになっております。17年度につきましては、新たに合併ということがございますので、17年度の保険料につきましては今年度算定いたしまして、新たな保険料を定めるという計画になっております。その第3期の保険料の算定のご質問の2点目でございますが、これにつきましては野並議員もご存知のように、現在国でいろいろな検討を重ねておられます。そういう意味で、新予防給付を創設するだとか、入所の一部の負担の件だとか、そういう点でいろいろ工夫を国の方も示されまして、今いろいろな主管課長会議の中でも説明を受けているという状況でございます。

したがって、第3期の保険料につきましては、今後そのような国のいろいろな動向を踏まえ、本市でも介護保険運営委員会等で議論をして定めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 29番。

29番(野並享子君) 私は、具体的に減免をしている自治体もあるがこれについての見解を求めたのですが、そういう意味での答弁が見当たらなかったと思います。この見解を求めたいと思います。

2007年度からの介護保険料の引き上げ、20歳からの若年層についてはもうできないというようなことが先日ニュースで流れておりました。まだ十分な議論ができていないということで出されておりました。そういう中で、そうするとまた65歳以上の方々の介護保険料がもっと引き上げられるという予想が立ちます。今でさえも本当にもう年金から引かれる金額が多くて、しかもその基本の年金が下がっていくダブルパンチの状況となっています。

こういった中で出されているのが、新予防給付という形でもう外していくと、介護保険から外していくというような検討、そしてまた今部長が言われましたように入所の一部負担とかいう形で、介護保険法ができたにも関わらず、以前の老人保健法の中で行われていたようなことさえもできないような状況になりかねない。結局、また所得のある方は介護の認定以上に自費を出して今受けておられる方がおられます。ですから、所得のある人は介護の認定基準が1万6,000円ぐらいの方でもデイサービス、あと2回、3回自費で出すということで、1カ月3万か4万ぐらいになったとか、そういう声を聞くのです。すると、本当に所得の低い方々はそういう自費で出すこともできないような状況で、今本当に介護に関して貧富の差が広がっていると言いましょか、そんな事態になっています。

ですから、やはりもっともっと第1段階、第2段階の免除、減免、保険料や利用料の減免制度というのを拡充していかないと、ここは本当に排除される状況となっています。そういうことを本当に認識されて今のご答弁があるのだろうかとは思いますので、再度この問題についての答弁を求めたいと思います。

議長(秦 眞治君) 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長(竹澤良子君) 野並議員の再度のご質問にお答えをいたします。

まず保険料の減免でございますが、これはご存知のように、私どもの方も減免制度を設けております。全体的には減免制度として3つの方法で行っております。これにつきましては、15年4月1日から両町とも合併を見据えて均一した対応で行っております。

具体的な減免の種類でございますが、まず1つ目が災害減免、2つ目が所得減少減免、3つ目が拘禁者、4つ目が制度的無年金者、5つ目が生活困窮者、6つ目が国外滞在者、以上6つの方法で減免制度を行っている状況でございます。

それから、2点目の今後の第3期目の介護保険料の件につきましてですが、現在5段階を行っておりますが、国の方では現在の2段階を再度検討するというふうなことも出ております。この点につきまして、今後十分私共も研究を重ね、市民の皆様にも納得のいくような形で保険料の算定に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 29番、どうぞ。

29番（野並享子君） 今、6方法で減免を行っているということをおっしゃいましたが、1段階、2段階を免除という形にはなっていませんね、野洲の場合には。1割負担というのを減額するというふうな形になっております。非課税世帯であり、しかも年金が月1万3,000円の方々に関しては、自宅まで徴収に行くということになっていますね。そういう方々も含めて、やはりもっときちとした免除ということもしていかないと介護から排除される方向になりますので、そういったことをしている自治体がありますから、これは本当に努力されている自治体とまあまあの自治体、野洲はまあまあの自治体、全くしていないというのではないのですから、それは評価はするとしても、やはりもっと努力している自治体もあるということはぜひ研究もしていただき、もっと弱者に光を当てた税金の使い方をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他にご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第17号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、議第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第17号について討論を行います。

討論はございませんか。

29番、野並享子君。

29番（野並享子君） 議第17号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計予算について、反対討論を行います。

先ほども言いましたように、それぞれの会計ではその市で努力できる部分とできない部分がある。しかし、この介護保険の特別会計は努力できる部分でございます。低所得者が介護から排除されないように、やはりもっと免除制度をしていただく。金額的にはわずかなお金だと思います。行政の財政の中ではわずかであっても、その方にとっては本当に大変なお金という状況になっております。若いときに一生懸命働いて税金を納めてこられた方々でございますので、やはりそういった事態になったときに手を差し伸べていくのが温かい地方自治体ではないかと思えます。そういう意味におきまして、今のお話では17年度は新たな保険料を算定していくということをおっしゃっておりますが、この中におきましてもきちっとそういった低所得者の方々、わずかな年金で平均額が4万6,000円という国民年金の、その年金で食べておられるそういう実態をきちっと把握していただいて、保険料を決めていっていただけるようお願いしたいと思います。

本会計に対しての反対討論といたします。

議長（秦 眞治君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） 他に討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（秦 眞治君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第17号平成16年度野洲市介護保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第18号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第18号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第18号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第18号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第18号平成16年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第19号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第19号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第19号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第19号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第19号平成16年度野洲市下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第20号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第20号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第20号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第20号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第20号平成16年度野洲市墓地公園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第21号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第21号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第21号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第21号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第21号平成16年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第22号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第22号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第22号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第22号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第22号平成16年度野洲市野洲川農地開発事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第23号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

26番、鈴木市朗君。

26番(鈴木市朗君) ただいま議題となっております議第23号平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算について、お伺いしたいと思います。

この工業団地におきましては、企画されたのはたしか私の記憶するところではバブル絶頂期のときにこういうような事業計画がされたと聞いております。ちなみに、平成15年度末の借入金額の残は29億4,040万円となっております。そしてまた、今般の歳出、一般管理費508万8,000円についてでございますが、この中で予算説明12番、役員費、457万4,000円という広告料が記載されております。旧中主におきましては、8月に企業誘致特別委員会で苫小牧へ研修に行っておられます。また、9月議会には土地の取得目的の変更につき認めることについて提案をされております。そして9月3日の一般質問の中で、中主町工業団地の用途変更について実施されております。そしてまた、9月14日、乙窪工業団地誘致特別委員会が開かれております。そして9月17日、土地の取得目的の変更につき認めることについて議決されております。さらに9月24日、全員協議会においてイオンの説明がなされております。

そうした経緯の中で、今この457万4,000円という広告料はどのような形で広告をされるのか。それを1点お尋ねしたいのと、またそれに該当する今まで申し上げました経緯の中で、今現在イオンとの交渉過程はどのようになっておるのか。例えば仮契約でもできているのか。そして、今イオンとの話が浮上した中で商業集積区域に変更を県の

方で認めてもらった場合、イオンがもし進出しなかった場合を想定してその商業集積区域をどのように展開されるのか。イオンとの契約がどのような推移でなっていくのか。その辺をお尋ねしたいと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） ただいまの鈴木議員の質問でございますが、非常に詳しく経過を説明いただきました。私が存じていないこともあったのですが、まだこの問題については十分私も周知しておりませんし、これからいろいろと議論をいただきたいという思いをいたしておりますが、たちまち私が今思いますことは、旧野洲地区の議員さんにはこのことが、今おっしゃるように十分周知できていない部分もございますので、いずれ説明会をいたしたい。そしてご理解をいただきたいという計画をしておりますので、その計画を十分にお聞きいただいて、またそれなりの意見をいただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。ただ、広告料をどうするか、こうするか、ちょっと事務的に部長の方からお答えいたします。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 今の質問にお答えさせていただきます。

広告料の件でございますけれども、この広告料につきましては、こちらの考えておりますのは『日経ビジネス』という誌面がございます。そこに掲載させていただこうというようなことと、あるいはまた工業団地誘致のためのPRのパンフレット等の印刷とか、そういうようなことで、広告については広く今後計画していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秦 眞治君） はい、どうぞ。

26番（鈴木市朗君） 今、経済部長、その辺のお話を聞いて私もいったい何をやっておるのだという思いをしております。今、私が前段申し上げましたように、商業区域に変更されようとしておる中で、これから『日経ビジネス』に企業誘致の広告を出すなんて、どういう考え方なんですか、基本的に。おかしな話ではありませんか。まだ企業誘致を続けられるのですか。イオンは関係ないのですか。だから、今言っているのですよ。イオンがどこまでのところまで来て、商業区域に変更していくということですね。これは既に商業地域に変更していくということはアクションを起こされているわけなのですよ、旧中主町さんで。違うのですか。既に商業集積区域にアクションを起こされている中で、9月3

日に中主町工業団地の用途変更について実施ということが出ているわけですよ。9月24日に全員協議会でイオンの説明もされておりますね。そうした中で、どうして企業誘致の広告を出していかないとならないのか。私はその辺の良心が理解できないわけなのです。そしてまた、先ほどにも申し上げましたように、イオンがどこまでこの地に進出するという確約、ただ安易に商業集積区域に変更した場合、もしイオンが来なくなれば商業集積地域としての機能が果たせますか。そしてまた、イオンが20年間そこで展開したとしても、29億4,000万に対して約1億1,000万ほどの年間収入見込み額があって、こういうものというのは一時的な利子の返済を充当していく一つの手段としてしか考えられないわけですね。だから、今イオンがどこまでの話で来ているかということも説明をしていただきたい。

よろしくをお願いします。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩します。

（午後2時01分 休憩）

（午後2時23分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

市長（山崎甚右衛門君） 先ほどの鈴木議員の質問で、若干不明瞭なところがございまして、申しわけございませんでした。

広告料につきましては、旧中主町の当初予算のときに工場誘致等を目的に広告を出していかうということで、当初予算に計上されました。だから今おっしゃるように、そういう商業施設について話があるならば、この広告料は使わないということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それともう一点、仮契約とかいろんな言葉をお使いになってどうなっているのかということでございますが、このことについては引き継ぎの際にも十分な説明を必要とするので、早急に議会に説明をしながら、また皆さんで協議をいただこうということになってございますので、私は一日も早くこのことは皆さんに説明を申し上げたいという思いで日程調整をいたしながら、今のところでは22日の午後ぐらいに、できればお集まりいただきまして十分な説明をいたしまして、経過をずっと説明を受けましょうと。私も含んで受けましょうと思うのですが、当日は他に公用があるようでございますので何なんです。

それともう一つ、商業集積地区に用途を変えられるのではないかと質問なのですが、

用途は工業区域でございますが、そうではなしに、土地の取得目的が平成10年第4回中主町定例会において議決されております。その土地の取得の目的が中主町工業団地等整備事業用地として議決を求めておられますので、それを訂正するために8月30日に議会で中主町工業団地整備事業用地及び商業用地整備事業という言葉をつけ加えて議決を受けておかれると、こういうことですから、土地の用途区域の変更は考えていないということで、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 26番。

26番（鈴木市朗君） 広告料の件に関しましては、やはり今イオンとの話が進む中で、これは当初予算ということは私も認識しております。イオンとの交渉が進む中で『日経ビジネス』等にそのような広告記載をしたら、やはりイオンに対しても失礼に当たるといような思いもございまして、そしてまた、収支を見てもみると、20年間の賃借権を結んだその後でも、まだ約9億から10億の債務が残ってくるというような現状になっておりますので、やはりその区域を一日も早く地域住民あるいは湖南圏域に住んでいる我々市民に対して、利便性の図れる施設にもっていきたいといような思いを私も持っておりますので、決してそういう区域に変更することに反対するものではないわけですから、総意をもって取り組んでいかなければだめだということと、やはりどうしても企業会計になっていくようなことではございまして、その辺もやはり十分にらみ合いながら考えていかなければいけないものだと思いますので、ぜひとも22日の説明会にはきっちりした資料を提出していただいて、納得のいく説明を受けたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で終わります。

議長（秦 眞治君） 他に。30番、小菅六雄君。

30番（小菅六雄君） 工場団地の整備事業特別会計予算についての質問を行います。

今、若干議論がありましたように、この会計はこれまで旧中主町が推進してきました乙窪工場団地開発に関する事業等特別会計を新市に引き継いだものであります。これも提案説明されましたように、会計そのものは残予算を計上しておりますが、今議論がありましたようにその方向は9月の中主町の定例議会以降、私は大きく変わっていると思っております。そこで、今後の工場団地の事業推進と予算の執行について、どのように考えておられるのかを基本にお聞きします。

そこで、1点目ではありますが、ご承知のように当初中主町では企業誘致を目的として今

ある団地が開発されました。しかし誘致に行き詰まる中、土地の取得の目的を商業施設の誘致も可能になるよう、9月の定例議会で変更が議決されております。私はこれまでの企業誘致の失敗を教訓にすることなく、安易に大型商業施設を誘致できるための用途変更をされたこと、すなわちまちづくりの方針や地元商業への対策、また住環境、交通対策等々ないまま、安易に大型商業施設を可能にすることは問題だと思っております。いろいろ議論が中主町議会のおきにもありましたが、今回の変更はイオンの進出希望を受けて検討されたことも明らかであります。本当に安易に誘致をしていいのかという問題であります。

先ほど市長は、今後十分説明してから検討を進めるということを言われましたが、例えばこれまで指摘しましたが、中主のおきにも指摘しましたが、例えばイオンだとすると、イオンが今後3年間では全国で約20店舗の大型店を計画しています。その出店論理は資本力を背景に主に借地方式で展開しております。だからもうからなければわずか数年でも撤退するという、いわゆる焼き畑商法であります。つまり、全国数ある店舗数のうち、幾つかの店舗が閉店しようが、トータルで利益が上がればいいという論理であります。そこが問題でありまして、地方自治体や地域、また住民への貢献の姿勢が本当にあるのか疑問であります。事実、全国でも大型小売店撤退は後を絶ちません。県内でも、大津市でも第三セクターがキーテナントとして進出させた十字屋が、わずか6年ほどで撤退しています。このようなことは、例えばイオンでも十分考えられることであります。もしこのようなことになれば、まち全体は進出以前に増してさびれ、まちが崩壊することも考えられます。とりわけ今回のイオンの話が民有地への進出でなく工場団地である、今では野洲市有地への進出であるだけに一層の検討が必要であると考えます。目先のことだけを安易に考えるのではなく、まちの将来、まちづくりの視点から検討すべきと考えます。

そこで、本来なら今言いましたまちの将来やまちづくりの視点から、大型商業施設が進出となれば地元商業、また住民交通対策、住環境等々についてどのような影響が出るのか、これらに対して行政としてどういう対策を講じるべきなのか、本来なら確固とした方針が必要なのでありますが、これらは9月の中主町定例議会の範囲では見えてまいりませんでした。

いろいろ問題になりましたが、この問題は、さっき話がありましたように新市に引き継がれています。今指摘しました点を踏まえて、市長としてどう考えるかという点でありませんが、先ほど全体としては十分今後説明を受け、説明してから考えるということでありましたが、同時に先ほど十分説明をして理解していただきたいという答弁をされましたが、

この「理解していただきたい」という意味は何なのか。イオン進出を前提として議会、市民に理解していただきたいという意味なのか。この点についてお聞きしたいと思います。

それで、本会計の大きな2点目の質問として、本会計と工場団地、現在の用地が法的に正当性があるのかどうか、また事業推進に際して正当に予算が執行されているのかという点であります。この点で市長なりの見解をお尋ねしたいと思います。この工場団地は平成11年から12年に土地の造成、また団地内の町道新設がされております。この工事の際、中主町と工場団地に隣接する近江ニスコとの間で618平方メートルの土地の等積交換がされました。この交換は工場用地の土地の整形が主目的でありました。しかし、町有地の処分、すなわち土地の交換、譲渡、貸し付けは議会の承認が必要であります。これは町有地が安易に処分されないために歯どめをかけ、議会がチェックする必要があるためのものであります。これは地方自治法96条や当時の中主町の条例でも規定しておりました。ところが、平成11年11月30日に行われたこの土地の交換は、議会提案がされずに議決もしていません。

このような事態に対して、9月の中主町の定例議会の説明では、交換は行政財産として、すなわち道路や河川として使用、必要な場合だから承認は必要なかったとしています。しかしこの交換は、全体として工場団地の区画整形が目的でありまして、行政財産の必要として交換されたものではありません。つまり、交換後の現町有地すなわち工場用地は現時点でも明確な普通財産であります。普通財産の場合は議会の承認が必要でありまして、つまり違法な土地の交換がなされたと言わなければなりません。その意味から、現在の工場団地は違法状態が継続していると考えます。この点についてどう見解をお持ちなのか。

いま一つ問題なのは、この土地の交換とほぼ同時期の平成11年11月には、新設された町道と近江ニスコとの間の河川に橋が町の予算で設置されました。この橋が中主町の予算で設置すべきものなのかどうかという問題であります。本来行政が橋を設置する場合には、行政の都合による工事なので現状復帰、つまり補償的な場合、この基準から見ますと、当時近江ニスコは工場団地の開発で町道が新設されるまで、当然この道路を使用していたわけではありません。よって、会社がこの河川に橋をかけ利用する場合は河川法に基づき占用申請を行い、自費で設置しなければなりません。にも関わらず中主町の予算で橋が設置されております。設置義務のない橋を特定の企業に便宜を図り町予算で設置したことは、私は公金の不当な支出と考えております。

この橋の設置に対して、町は開発許可に基づく必要な橋、あるいは工場団地が造成中で

あり、既存の農道の通行を確保する必要性などを言っております。しかし、この主張も極めておかしいものでありまして、先ほど言いましたように、この橋が設置されましたのが、平成11年4月から10月までの間の工事で完成しております。既にこの時期、近江ニスコと町の間で工場団地用地の整形を目的として土地の交換の話が進められております。事実、土地の交換は工事完了直後の平成11年11月には完了しまして、これまでの農道は廃止になり、交換により近江ニスコの土地になっております。ほぼ同時期に農道がなくなるのがわかっていながら、農道の通行確保という理由で橋を支出することは、極めて不自然であります。

さらに問題だと思いたすのが、設置された橋が幅員12メートル、25トン荷重にも耐えられるものでありまして、費用は500万円とも600万円とも言われております。農道の通行確保にしては余りにも過大で、特定の企業のための橋設置、これは明らかであります。

そこでお聞きするわけでありまして、さっきの土地の交換にしる、この橋設置にしる、新市に引き継ぐ工場団地あるいはこの会計において、法的に、また予算の執行の不当性の問題も含めて、私はこのままでは容認できないものでありまして、現新市においてどのような見解をお持ちなのか、お尋ねしておきます。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） いろいろとご質問をいただきました。

まずはじめに、ご理解をいただきたい、どうも言葉じりを拾われるようでこれから考えないといけないなと思いました。鈴木議員の質問に対して説明会を開催するのでそこでご理解をいただきたいと、これはプラス要因かマイナス要因か決して含んでいませんので、ご理解いただきたいと思いたす。

あと、いろいろと開発について、あるいは工業団地の造成についていろんな話をされました。今私に見解を求めておられますが、一切見解は出すことはできません。これはすべて中主町における行政の手段として設置されたものでございますし、合法的にやられたものと見ておりますので、それでお許しをいただきたいと思いたす。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩。

（午後2時39分 休憩）

（午後2時42分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

30番。

30番（小菅六雄君） 改めてお聞きいたします。

いずれにしろ、商業地域を加えることについての用途変更の問題を質問いたしましたが、別に言葉じりをとらえるつもりは全然ないのですけれども、そうすれば質問の方向を変えますけれども、先ほどの一般会計のところでも言いましたように、市長たる者は市政に対するそれなりの自分の主義、主張、見解を本来お持ちだと思うのですね。そういう立場から中主町から引き継いだ事業であるけれども、引き継いだ時点で先ほど私が質問したことに対して変更されてイオンの話がある。しかし仮にそれを進めればかくかくしかじか、こういう問題が起こることもある。本来行政としてはこうすべきだという立場で先ほど質問したのですけれども、そういうことを踏まえて、まだこれからだ、今後十分説明してからだというけれども、結論的に言いたいのは、市長自身としてはどう考えておられるのですか。その辺お答えいただければいいと思うのですけれども、それが1点。市長としてもちろん議会や町民の皆さんに説明も要るだろうけれども、現時点で野洲市の最高責任者としてこのイオンの問題をどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それと2点目の問題、土地の交換、あるいは橋設置の問題なのですけれども、私がこの場において土地の交換が地方自治法に抵触している、当時の中主町の条例に違反している、それをそのまま引き継いで違法状況が継続しているのではないかと。まこと継続していたらこれは重大な問題ですよ。それが1つ。

それと橋の問題にしましても、まこと必要のない橋を特定の企業のために設置したならば、当時は中主町ですけれども、現在は新市に引き継いでいるわけですから、貴重な税金が不当に支出された問題なのですから、それに対して先ほど当時の中主町の行政の問題、あるいは合法的に進められたと言われたのですかね、何を根拠にそういうことを言われるのかもお聞きしたいし、再三言っておりますようにやはり明確な答弁をすべきだと思うのですけれども、違法あるいは不当な公金支出という重大な問題を提起して質問しているのですから、それに明確な答弁をすべきだと思います。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 非常に厳しい質問と受けとめますが、ある意味では物理的に無理なおことをおっしゃっているのですよ。物理的に無理ですよ。いつ、どこで橋がかかったとか、そういうものを一切私は知識がないのです。それを今ここで答えよと、これはもう物理的に無理です。だから、私は答えることができませんと言っています。

それともう一つは、イオンの問題にしても、選挙期間中にもいろいろとご意見をお聞きしました。それだけに私は慎重に議会の皆さんに十分、理解と言うとまた言われるだろうけれども、理解をしていただいて、その上でいろいろと議論をしていただいて、それから結論を出していこうということを申し上げていますので、今ここで言えと、それはもう到底無理な難題をおかけになっているとしか解釈できませんので、お許しをいただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 30番、よろしいか。

30番（小菅六雄君） そうすれば、2点目の方の問題であります。物理的に経過を現在知るよしが無いからという意味に理解させていただきますが、しかし行政としては合併により新市に引き継いだわけでありますから、担当部課なりこれまで関わった担当職員なりは十分ご承知だと思いますので、これまでから問題提起をしてきましたので、先ほどの土地の交換あるいは橋設置の問題について、私の指摘に対して答弁していただきたいと思います。

それと、イオンの問題につきましては、素直に市長の答弁を受けますので、現時点では市長はイオンについては白紙だと、議会に説明、あるいは広い意味では市民も含めて、そういう中で全体で今後判断していくと。現時点では白紙、そう理解させていただきます。よろしいですね。どうかお答えいただきたい。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） どうも質問の焦点が、言いますと、それなら小菅さん、その予算をお認めになったときは議員をなさっていたのでしょうか。決算の承認もしておられるのでしょうか。それを今ここへ持ってきて私にどう言え、こう言えと、そんなことは殺生な話ですよ。そうでしょう。私は何も内容を知りません。土地の交換がどこであったか、何があったか、でき上がったものしか見ていませんのでわかりません。一々市道を付けてどこの土地をどれだけ買ってこれだけ買ってと、そんなものを市長が知っていなければならぬかということです。道は真っ直ぐ付けよと、これが市長の命令ですよ。どこの土地を買ってこうして、ここの土地をここと交換してこうした、そんなことまでやっぱり市長が知る必要はないと思いますよ。だから私は答えることができません。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩します。

（午後2時48分 休憩）

(午後2時49分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

部長。

環境経済部長(米澤 博君) 小菅議員の質問でございますけれども、今の土地の交換の件につきましては、9月議会でもいろいろとご質問いただいていたとおりでございますが、一応合法的な交換であったというふうに認識しております。

それと、橋の件でございますけれども、特定の企業のために設置したのではないかというようなことございますが、この橋につきましては第1期の工事のときに設置させていただいたというようなことございまして、区画道路がその当時行きどまりであったというようなことございまして、既存道路と接続させていただいたというものでございます。また、県の開発許可を受けるためにも、行きどまりの土地は認められないというようなことございましたので、そうしたことから交通の便の確保は必要であったというようなことございます。

以上です。

議長(秦 眞治君) 他にご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 他にご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第23号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第23号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午後2時52分 休憩)

(午後2時53分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議第23号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議第23号平成16年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第24号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第24号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第24号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第24号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第24号平成16年度野洲市土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議第25号に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第25号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、議第25号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、議第25号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(秦 眞治君) ご着席願います。起立全員であります。

よって、議第25号平成16年度野洲市水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次に、野洲市選挙管理委員会委員につきましては、10月1日から暫定委員となっておりますことから、野洲市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを本日の日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、日程に追加することにいたしました。

ただいまから追加議事日程を配付いたさせます。

暫時休憩いたします。

(午後2時59分 休憩)

(午後4時02分 再開)

議長(秦 眞治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第1)

議長(秦 眞治君) 追加日程第1、野洲市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

地方自治法第182条第1項の規定に基づいて選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、本職において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、本職において指名することに決定いたしました。

これより指名いたします。

野洲市選挙管理委員会委員に、燧土信成氏、酒井清氏、伴野美根子氏、野々村巖氏、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を野洲市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました燧土信成氏、酒井清氏、伴野美根子氏、野々村巖氏、以上の方が、野洲市選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、野洲市選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名いたします。

第1順位 川端二三男氏、第2順位 小澤多美子氏、第3順位 川崎富枝氏、第4順位 福谷 巖氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を野洲市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秦 眞治君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1順位 川端二三男氏、第2順位 小澤多美子氏、第3順位 川崎富枝氏、第4順位 福谷 巖氏が、順位のとおり野洲市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

ただいま野洲市選挙管理委員会員及び同補充員に当選されました方々に対しまして、会議規則第33条第2項の規定により、本職において文書より当選の告知をいたしておきます。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成16年第2回野洲市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。(午後4時15分 閉会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成16年11月17日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署名議員 太 田 秀 司

署名議員 津 田 實